

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 2 日

平成30年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月12日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成30年6月12日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成30年6月12日 午後3時57分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 壮一郎
	副 村 長	宮 平 真由美	総務・福祉課参事	田 中 英理子
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	垣 花 健		

平成30年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年6月12日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第29号～議案第35号まで）
7	議案第29号	専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第10号））
8	議案第30号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
9	議案第31号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
10	議案第32号	専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第1号））
11	議案第33号	平成30年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
12	議案第34号	平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第35号	平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
14	報告第2号	平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
14	報告第3号	平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
15	発議第3号	座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
16	発議第4号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成30年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成30年3月10日～平成30年6月12日

3月10日	座間味村三校卒業式
3月19日	例月出納検査（特別会計・航路会計）
3月22日	例月出納検査（一般会計）
3月24日	くじら音楽祭
4月20日	沖縄県町村議会事務局長連絡会議
4月21日	海びらき
4月25日	例月出納検査（特別会計・航路会計）
4月26日	例月出納検査（一般会計）
〃	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
4月27日	南部地区市町村議会議長会役員会
〃	沖縄振興拡大会議
5月 9日	沖縄県町村議会事務局職員定期総会・研修会
5月10日	南部地区市町村議会議長会離島行政視察研修・臨時総会
5月16日	沖縄県町村監査委員協議会定期総会・研修会
〃	南部地区町村等監査委員協議会定期総会
5月17日	南部地区市町村議会事務局職員研究会定期総会・研修会
5月22日	離島六村議会運営協議会行政視察研修
〃	沖縄県土木建築部との行政懇談会
5月28日	沖縄県町村議会議長・副議長研修会
5月29日	例月出納検査（特別会計・航路会計）
5月30日	例月出納検査（一般会計）
5月31日	南部広域行政組合理事会・臨時議会

6月 5日 全員協議会
6月12日 平成30年第2回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうは6月定例会、最後までよろしく願いをいたします。報告の前に二言、三言、報告事項が別口でございまして、発言よろしいでしょうか。まずは行政報告の前におおびを申し上げたいと思います。先週の月曜日から既に御承知のとおり、座間味村座間味地区、あるいは阿嘉座間味島地区、あるいは阿嘉慶留間地区におきまして、制限給水を実施させていただいております。この要因はいろいろございますが、去年から続く少雨傾向、それから観光客の増加等も含めてだと認識をしておりますが、水道の広域化を含め、これまで阿嘉島のウタハのしゅんせつ、あるいは新たな水源開発ということで、海水淡水化施設の導入等、水行政に関しては積極的な姿勢で住民に御不便をかけないような環境づくりをしてきたつもりでございますが、このような状況になったことを心より申しわけなく思っております。私ども行政といたしましては、しっかりとこれに対応して、もちろんこの後、一般質問もございますので、細かいところはそこでさせていただきますけれども、一般質問の中でもしっかりと丁寧に説明をさせていただきながら、私たちの対応の仕方というのを御説明申し上げたいと思います。雨が降っていただくのが一番なんです、そればかりに頼ることもできませんので、それ以外の対応も私たち鋭意考えております。その辺は御理解と御協力をこれからも引き続きお願いをしたいと思います。

それからいよいよ光ブロードバンド環境があさって14日から役場を皮切りに面整備が始まっております。既に供用開始があさっての座間味村役場から始まるんですが、この件も座間味村だけではなくて、沖縄県離島地域のブロードバンド環境の整備ということで、私なりに頑張ってきたりしましたが、議員の先生方の多くの皆様の御協力をいただいたたまものだと思っております。心より感謝を申し上げます。また引き続き、ブロードバンド環境の改善に関しましても、これからはしっかりと対応をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様の御協力もあわせてお願いをしたいと思います。

それと最後の1点でございますが、村長に就任をさせていただきまして、3期目、2年目に入ったところでございますが、ことしの4月から沖縄県町村会の副会長を拝命することになりまして、既に副会長職として、座間味村以外のいろいろな公務等をさせていただいているところです。いろいろ仕事が多くなってしまって、島をあけることも多々ふえてくるとは思いますが、座間味ファーストということはしっかりと念頭に置きつつ、それぞれの立場の役職でしっかりと座間味村のことを、そして沖縄県町村会のために頑張っていきたいと思っておりますので、何かと留守にする機会も多いと思っておりますが、副村長を中心に、また私がいなくなるときは頑張ってくださいと思っております。その辺の理解もぜひともよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは行政報告を行います。平成30年第2回座間味村議会6月定例会行政報告です。平成30年第1回座間味村議会定例会、これは平成30年3月9日に行いましたが、以降の主な事項についての行政報告でございますが、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上でございます。

行政報告

平成30年6月12日

平成30年第1回座間味村議会定例会（平成30年3月9日）以降の主な事項について行政報告いたします。

平成30年	3月10日	慶留間小中学校卒業式
	12日	企業研修レクチャー
	13日	船舶建造計画等検討委員会
	14日	沖縄金融開発公庫課長来訪
	15日	高齢者福祉計画委嘱状交付式
	〃	陣がい者策定計画委嘱状交付式
	〃	観光協会理事会
	16日	琉球大学がんじゅうwith名幸氏来訪
	〃	水難事故防止協議会
	18日	なんぶトリムマラソン大会
	19日	株式会社芝岩エンジニアリング社長面談
	〃	沖縄離島海運振興株式会社取締役会
	20日	県港湾課来訪
	〃	座間味校教職員送別会
	22日	WWF写真絵画審査
	23日	教職員離任式
	24日	偕生会グループエススタジオ開所式
	〃	くじらの音楽祭
	27日	(株)かりゆしエンターテイメント創業10周年感謝の夕べ
	〃	満喫プロジェクト意見交換会
	28日	満喫プロジェクト地域協議会
	〃	沖縄県地域医療対策協議会
	30日	退職者辞令変付式
4月	2日	辞令交付式
	3日	固定資産評価委員会委嘱状交付
	〃	教職員等辞令交付式
	6日	沖縄銀行高橋支店長来訪
	10日	座間味小中学校入学式
	〃	琉球銀行クレジット担当者表敬
	11日	自治会館管理組合同面談
	〃	沖縄県町村会正副会長会議
	12日	観光協会事務調整
	〃	JTB沖縄来訪
	13日	ダイワリース打合せ
	14日	渡嘉敷村海開き

平成30年	4月14日	島酒フェスタ
	〃	国場衆議院議員党副幹事長就任激励会
	17日	環境省松本自然保護官着任挨拶
	18日	浜下り
	〃	会計検査（一括交付金事業）
	19日	観光協会辞令交付式
	21日	座間味村海開き
	〃	沖縄国際映画祭
	22日	沖縄国際映画祭レッドカーペット
	〃	ざまみダイビング協会総会
	23日	美ら島パトロール委嘱状交付式
	〃	経営会議兼麻疹対策会議
	25日	WWFお礼回り
	26日	WWFお礼回り
	〃	環境省那覇事務所新年度挨拶
	〃	南部離島町村議長連絡協議会定例会
	〃	中山義隆石垣市長3期目就任激励会
	27日	南部市町村会理事会
	〃	沖縄公庫パートナーシップ会議
	〃	沖縄振興拡大会議
	28日	宮崎前衆議院議員面談
	〃	自民党沖縄県連大会
	〃	喜屋武慶丸祝賀会
5月	1日	沖縄県林業事務所来訪
	6日	宮平敏勝氏告別式
	7日	當間日本建築家協会沖縄支部長面談
	8日	那覇警察署長要請
	12日	K e r a m a B l u e C u p
	13日	K e r a m a B l u e C u p
	14日	BOS渡邊氏来訪
	15日	ヨットレース協賛依頼
	〃	JTB沖縄事務打合せ
	17日	観光協会理事会
	18日	座間味村商工会総会・懇親会
	19日	ざまみカップ（カジキ釣り大会）
	21日	阿嘉区総会
	22日	NANSEI沢岬氏来訪
	〃	座間味村青少年育成村民会議総会
	〃	座間味村学力向上推進会議総会
	〃	観光協会総会

平成30年	5月23日	沖電企業役員面談
	〃	ジャイカ役場表敬
	24日	環境省報告会
	〃	阿佐区総会
	25日	琉球新報本社ビル落成記念式典
	28日	全国離島振興協議会総会（30日まで）
	31日	JTBとの打合せ
	〃	県離島振興協議会より沖縄県へ要請活動
	〃	沖縄総合事務局国土行政に関する懇談会
6月	1日	南部振興会理事会
	5日	圏域別意見交換会
	6日	沖縄離島海運振興株式会社取締役会
	7日	JTB面談
	〃	自衛官募集委嘱状公布式
	11日	総務省地方情報化推進室長来訪

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

おはようございます。きょう一日よろしく申し上げます。まず質問の前に一言あります。3年半前ぐらいですか、新人議員としてかなり緊張した中で一般質問をしたんですけれども、その一発目に幼稚園庁舎の建てかえを強く要望してきました。執行部の皆さん、また退職しました野崎氏にはさまざまな場面で御尽力いただきました。まことにありがとうございます。一時は業者が確定できなくて御苦労なされた時期もありましたが、もうすぐ完成ということで、一保護者の立場としてもお礼を申し上げます。すばらしい園舎になりそうですので、私もこの後、もう一人子づくりを計画しないといけないなと思って、今度、家族会議をしてみたいと思います。もし、きょう議会がお時間があれば、私の建物ではないんですけれども、ぜひ見学に行く時間があればいいなと思っていますので、御検討いただければと思います。

それでは質問に入ります。4点ありますので、よろしく申し上げます。1点目、事業所における人材不足の件。村内には約120の事業所があり、人口比率からするとかなり多い数と思われる。御承知のとおり、特にサービス業が多く、それぞれアイデアを出し、お客様への満足度アップを目指しながら商売を営んでおります。しかしながら、以前とは違い、特に、ここ数年は人材不足が難しい、厳しい。つまりスタッフが採せない状態で、商売の新たな展開がしにくい。またお客さんへの対応が手薄になる。宿や店をあけることができないなど、それぞれ四苦八苦されているようです。特に飲食店に関しては、店の施設は整っているのに、スタッフがいないためにあけることができないという最悪な状況の事業者も数箇所あります。ということは、やっと落ち着いてきた夕食難民がまた出てくる可能性があります。飲食店の前でお腹がすいたと泣いている子供、夕食にカップラーメンとパンを買っていく家族連れやカップル、グループなど、何度もお店のレジの前で遭遇したことがあります。もう恥ずかしくて、そのときはもうどうにかしてあげたいという気持ちだけで、何もできなかったんですけれども、今後も入客が増加するであろう我が島、世界が恋する海なんですけ

れども、見えない裏側では夕食難民がまた出てくるようではとても情けないと思います。お客さん自身も下調べをよくして、予約するなど、気をつけていただきたいところもあるんですけども、迎え入れる村としては全体のこととして捉えて、サポートしていくべきではないかと思います。つまり行政と商工会、観光協会など、各団体と協力して、どうにか人材を確保して、それについて考えていただきたいです。具体的な提案はできないんですけども、例えば人材派遣会社的な感じで人を登録して、一店舗に固定しないでフリーで働いていただくとか、これは適切かどうかわからないんですけども、役場のホームページを活用するなど、さまざまなアイデアを同じテーブルで話し合っていたいただきたいと思いますが、今後の対策を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おはようございます。よろしく申し上げます。各事業所は人材確保に苦慮していることは承知しているところであります。行政といたしましても、商工会、各種団体等と連携を図り、積極的にサポートをしてまいりたいと思います。それで今、最後に言った不足している事業所が多岐にわたっていることもあり、雇用に関する会議等を開催するときは、商工会と各種団体が主となる方がいいのではないかと考えています。それで村の公式ホームページに掲載することは現段階で厳しいと考えております。リンクして、各事業所のホームページ等で募集するなどして、人材の確保に努めていただきたいと考えているところであります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。この案件につきましては、既に私からも商工会のほうには協力依頼を持ちかけております。今月後半からは例年同様、一気にお客さんが来島してきます。常に満足度の高い気持ちでお帰りいただき、また再度いらしていただくためには、受け入れる我々が環境を整えて迎え入れたいものです。人材不足の悪影響は想像以上の波及が考えられますので、早急の対応を期待しております。よろしく申し上げます。

2 点目に入ります。議会のライブ配信についてです。我々議会は年に4回の定例会がありますけれども、毎回傍聴者が少なく感じられます。平日お仕事で忙しい時間帯ですし、なかなか議場に行ってもなと思う方もいらっしゃるのだと思います。議事録も見ることはできるんですけども、果たしてこの長文を何人の方が見ているかという、少ないのではないかという気もします。しかし、こちらから傍聴していただくように働きかけるのも大事ですので、我々議員としても日ごろの活動について知っていただきたいというのも非常に強く思っている部分であります。たまに議員さんは何をしているのとか言われることがあるので、できるだけそういう言葉をかけられないように努力するのも我々の仕事だと思っておりますので、そこで議会の運営促進のために、今回の光回線の開発に伴い、各公民館などの公共施設にモニターを設置して、インターネット会議ライブ配信を行っていただきたいです。またパソコンや携帯電話でも見られるようにチューブなどの映像配信サービス、そういうのも利用して、今後議会の様子をいつでも全て見られるようにしていただきたいのですが、見解を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

田中英理子総務・福祉課参事。

○ 総務・福祉課参事（田中英理子）

おはようございます。お答えいたします。本村におけます光ブロードバンドの導入は全域への整備を完了いたしますまで、もうじきになりますけれども、大変長年にわたる調整と大きな費用を要してまいりました。

その成果を内外にお知らせするためにも議会配信の実現に向けて、積極的にお手伝いをさせていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。小規模の自治体ではまだまだこのような事例は少ないんですけれども、議会運営の促進のためにもぜひ早目に検討していただければと思います。よろしくお願いします。

3 点目、阿真地区村有地の今後の活用について。前年度からさまざまな壁を乗り越えて御苦労なされて購入に至った阿真地区の土地ですが、今後どのようなビジョンをお持ちか、活用内容、着手時期などを具体化されていければ伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

ただいま宮平清志議員から説明がありました件についてですが、今、お手元にお配りしている資料を見ながら答弁したいと思います。昨年度、購入した土地の利用に関しては現在、お手元の資料にありますように、職員住宅や定住促進住宅の建設を今年度より計画しており、また土地の有効利用ができるよう大枠の配置の計画を素案で今、作成中であります。配置予定図に関しては、今後の将来を見据え、教職員宿舎や公共性の高い民間事業所への用地売却、定住促進を目的とした住宅用地の販売も視野に入れている段階であります。今現在、お手元にお配りしている資料は確定ではありませんので、この議会終了後、こちらのほうで回収させていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

この案件に関しては、身を削る思いで交渉していただいた副村長からも見解を伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この土地の購入に至った経緯は、これまで説明したとおりでございますが、基本的には先ほど総務課長が答弁いたしましたとおりなんですけれども、これまでの経過を申し上げますと、今まで村が購入した1平米当たりの価格よりもかなり上回った金額で購入をさせていただきました。そのためにも今後、今ここに書いてございますが、あくまで案ではございますが、公共施設をもう一度見直して、公共施設をもちろん優先にして、建設のほうを計画して、その後にこれまでいろいろ御意見をいただいております定住促進のために一定の条件をつけながら、分譲ということを考えております。そうすることで、家を建てていただくことで、長期的に固定資産の税収の向上にもつながると思っております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。すばらしいビジョンだと思います。とても楽しみにしております。阿佐区に関してもアパートや教員宿舎ができて、阿真区もこのように住宅がふえていくと人口もふえてにぎやかになると思います。阿嘉区や慶留間区に関しても引き続き住宅問題を解消して、いずれはどの区にも商店とか、スーパーとかができるぐらいの人口増加につながればいいかと思っております。今後も土地に関する問題や相談は増加すると思われます。村の事業者も世代交代が始まって、2代目のオーナーが活躍し始めてきています。長男に限らず、兄弟、つまり次世代の子供たちが戻ってきて、住居がある環境を整えてあげるためにもできるだけ村有地を確保して、定住促進、副村長がおっしゃったんですけれども、定住促進によって固定資産税も上がります。村民の健全な生活を保護できるように取り組んでいただきたいと思います。我々議員も土地に関することは、常に敏感に情報を得られるように協力していきたいと思っております。

4点目、インフラ整備について。平成26年、約3年ちょっと前ですけれども、そのときにも質問をさせていただいた継続質問になるんですけれども、阿佐地区の加工センターから阿佐ユヒナ間の道路の状態がまだ悪いので、修繕をお願いしておりましたが、3年以上も改善が見られませんので、あまりにも状態が悪かったため、利用事業者は自腹で応急の処置を行っております。業者をお願いしてやっているようです。もちろん応急ですので、雨降りの後などはまだまだ悪い状態で、車もすぐ汚れるような感じです。今はもう水不足ですから、そこら辺も苦勞なさっていると思っております。カヤックやサップの事業者からユヒナの利用客数を調べてみたんですけれども、年間延べ人数で約5,000人近い人数が利用しています。地元の人とか、一般の観光客などの利用者が1日に少なく見積もって5人だったとしても、年間2,800人の利用があると思われます。あわせると約7,000人の利用者があることとなります。今は約ですけれども。これだけの利用者がいて、常に五、六業者がこのユヒナへの道路を利用しております。これは決して少ない数字ではないと思われますが、見解を伺いたいと思われます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

集落内の道路舗装箇所等や危険箇所等については、各区の総会等で提案された御意見をもとに、予算の範囲内において優先順位をつけながら整備を行っているところでございます。ただいま御提案いただいた阿佐地区の加工センターから阿佐ユヒナ間の道路につきましても再度調査を行い、他の箇所との調整を図りながら整備に向けて検討してまいりたいと思われます。できれば、できればですが、できれば年度内に予算等を確保し、ビーチコーラル等で修繕をしてまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。今、できればを3回言ったのが意味深だと思ったんですけれども、御承知の方もおられると思うんですけれども、11の業者がちょっと長いんですけれども、座間味海浜利用事業者連絡協議会に所属しています。長年ユヒナを含むビーチなどの清掃活動を頻繁に行っています。量にすると、これもちょっと調べてきたんですけれども、年間約20トン、大きいです、20トン。これだけの地域貢献を行っている団体に対して、利用している道路の修繕の恩恵があってもおかしくないと思われます。できるだけ早急に対応していただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。私からは以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私のほうからは3点ほど質問させていただきます。まず初めに、水道事業についてですが、6月4日より夜間10時間の制限給水がスタートしました。地域住民はもちろん、観光客、事業所においても大きな影響が今後考えられると。このまま少雨傾向が続けば大きな影響になると思いますが、今後の対策として、今現在、夜間の10時間制限給水ですが、今後どのような方向性を考えているのか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。現在、御存じのとおり、村内全域において、夜9時から朝7時までの10時間制限給水を実施しております。座間味島の現在の状況について申し上げます。現在、座間味村が43.07%、貯水率1万3,945トン、ウフガーラが15%、貯水率880トン、原水タンクが80.48%、貯水率2,897トンとなっており、厳しい状況になっております。海水淡水化施設を24時間フル稼働しておりますが、整備から6年、7年経過しているため、浸透膜等の取りかえが必要となり、現在は日量約60トン程度しかつくっていない状況にあります。昨年度1号機の浸透膜高圧バルブを交換しており、今回2号機の浸透膜高圧バルブを交換することにより、180トン近くの水を供給できる見込みと考えております。新たな水源を確保することは現状といたしまして厳しいものだと考えておまして、防災無線等での節水の呼びかけをして、各家庭、事業所への節水ステッカー、ポスター等を配布し、飲料水以外での使用で、井戸水等の使用活用等を考えております。また給食センターでの使い捨て容器等の使用も呼びかけているところでもあります。次に阿嘉・慶留間地区なんですけれども、ウタハ堰が現在30.59%、貯水率が3,609トン、原水タンクが84.16%、貯水量4,208トンとなっており、厳しい状況になっておりますが、現在、可搬式海水淡水化施設を10時間運転し、日量約110トン程度の水をつくっております。当面13時間程度運転し、機器の作動が軌道に乗ることを確認した後は、24時間フル稼働し、日量200トン程度の水を提供しようと考えております。さらに予備原水といたしまして、浅井戸のポンプの取りかえ等も検討しているところでもあります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。現在、海水淡水化も入れて、海水淡水化の導入の際には、村長の発言からも今後水に関する不自由はさせないという話の中で、海水淡水化も導入されたと思うのですが、それについてできれば今、放送等でいろいろ節水と呼びかけておりますが、一度住民説明会を持って、水が本当に厳しいのであればお互い意見交換会もしながら、住民と直接話をして、本当に節水に対して、夜間制限給水をしなくても節水に心がけるようなお互いがそういう対応ができるような話し合いができればと思っているのですが、村長のほうはいかがでしょう。冒頭で謝罪等の挨拶の中から、本議会スタートしましたが、住民にも何らかの、直接会って住民説明会等を持って、今後の対策等を一緒に考えるのも一つの手だと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御意見どうもありがとうございました。実は制限給水等、渇水が続いた場合、渇水対策委員会となるものを住民の代表で開催しております。その中で給水制限の時間等を決めているわけではございますが、住民説明会に関しても渇水対策委員会のほうで検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。渇水対策委員会がどういうメンバーかはわかりませんが、今現在、夜間の9時から朝の7時まで、本来完全に水は蛇口をひねれば水は出ないのが当たり前なのかもしれませんが、これをこの場で言っているのかわかりませんが、実際には出ています。ちょろちょろですが、出ています。逆に自分はそのほうが完全に水をとめるより、朝の7時からバルブをひねって水が出た場合に、一斉に空になったタンクに水が流れ込み、機械にもそのほうが逆に負担がかかるのかと思っています。また事業所においては、製氷機等の機械もあります。それも完全に水がとまってしまうと、いろいろなふぐあいが出たりもしますので、逆に完全にとめるよりは本当に節水と呼びかけて、減圧調整、24時間、どれぐらいかわかりませんが、圧を抑えるほうがより効果的なのではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。現在、本当に夜はちょろちょろ出ています。直結のお家や事業所も含めてですが、逆に助かっているところもありますが、ちょろちょろしか出ないので、やはりいらいらしながら使うんですが、それでもできるんです。これが夜間だけではなくて、本来、朝7時から夜の9時までには普通に勢いよく水が出るのを、逆にそれも24時間通して抑えることが大きな水の使用量の減につながるのではないかと今、感じているところです。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ただいまの件、水圧を弱めて供給したらどうかというお話なんですけれども、これは遠くで、例えば阿佐とか、阿真までにそういった状況ができていのかどうかは確認できておりません。また圧を弱めることがいいことなのか、その辺も不明ですので、その辺専門家を交えて検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひ考えてほしいと思っています。今後いつまで続くかわからないので、本当にいろんな話し合いをしながら、シミュレーションをしながら、長期間も予想しながら、本当に真剣に考えてほしいと思います。先ほど宮平清志議員への答弁の中にもありましたが、飲食店の難民問題、食事難民の問題が出ておりましたが、給水制限になる前に飲食店、事業所、宿泊業者も含めて、今後夏に向けて話し合いを持ちたいという話をしている最中だったのですが、そのときに出たのがやはり飲食店、今、島では大きいほうの事業所が夜2店舗閉まっている状況です。そういう中で、この夏を迎えて、以前のような食事難民がまた観光客を困らせるような状況になるのではないかと、何らかの対策ができないかという話し合いを持とうとしていたところで断水が始まり、今、一部の飲食店では9時がラストオーダーで、洗い物等に問題が出るので9時がラストオーダー、今度もそれが続きますと、今後夏に向けてとてもではないけれども、来る観光客に大きな影響が出てくると思いますので、早目の何らかの対策を本当に真剣に考えるべきだと思っています。あと広域化に関しても進んでいると思いますが、その辺はどのような方向なのか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから御質問、あるいは御提案ありがとうございます。まず副村長からも話がありました住民説明会等に関しましては、しっかりと渴水対策委員会のほうでまずは議論をしていただきたいと思います。先ほど質問にありました渴水対策委員会とはどういったメンバーですかということなんですが、副村長、それから担当課長、各区の区長に委員になっていただいて、水の状況の説明、それから今後の水行政のあり方、特に渴水ですから断水、制限給水をするのかしないのか、する場合はどれぐらいの時間でやるのかというのを話し合いをする委員会でございます。そういったところでまずは議論をしていただく中で、しっかりと住民説明会が必要なのか、あるいは先ほど御提案がありました夜間とめるのではなくて、減圧をすることでお互いの事業所、あるいは住民の皆さんを含めて、マイナスというか、ちょっとはよくなるのではないかと、そのほうがいいのではないかと話もありましたが、この辺の技術的な問題に関しましては、先ほどから答弁をさせていただいているとおり、過去に事例がございませんので、専門家の意見も踏まえながら、しっかりと対応できるように、渴水対策委員会にはお願いをさせていただきたいと思っております。そして先ほど来話がある座間味の海水淡水化ができたことでもう断水はないのではないかと話をさせていただいているところですが、夏場の観光客のピーク時、これは座間味の話をまずさせていただきますが、400トン弱ぐらいの水を使用します。それに対して、私どもが所有している海水淡水化施設は機器の取りかえを含めて、マックスで日量200トンの水をつくるということでございます。そこが現状でございます。海水淡水化施設とダムの水、あるいは予備水源としてあるウフガーラ等、原水タンクを使いながら、しっかりと水行政をやっていくというのが私たちの考え方でございましたが、去年の夏から、夏と申しますか、梅雨明けからたび重なる少雨傾向が続いてきたこと、ここ数年大きな台風が直撃をしないことによる降雨がもたらされていないことが大きな要因だと考えております。またそれ以外でも観光客の増加というのも一つの要因になっているかと思っております。阿嘉島に関しまして、今、海水淡水化施設を県のほうから借りまして、対応させていただいておりますが、そこに関しましては、やはり非常に座間味よりも懸念されておりましたが、現状は海水淡水化施設が来たということで、一安心をしているところですが、いずれにせよ、しっかりとした対応をさせていただく中で、あるいは座間味に関しましては浅井戸もありますので、過去に使った場所も含めて、さらに水源開発ができないか、そういったことも含めて対応させていただきたいと思っております。本当に御迷惑をおかけしていることを心から申しわけなく、おわびを申し上げたいと思っております。

中長期的な話を少しだけさせていただきますと、まず今、目の前に迫っているというか、今現実問題としてある水源開発等、断水の問題に関しては先ほどから話をしているとおり、しっかりと海水淡水化を確実にやること。それと今回、補正予算で後ほど提案をさせていただいておりますが、座間味地区の海水淡水化施設に関しましては、機器の取りかえをすることで能力がアップすると聞いておりますので、予算を通していただき次第、早急に機器の取りかえをして、少しでも多くの水をつくるような状況をつくっていきたいと思っております。また長期的な話をさせていただきますと、水道の広域化ですが、阿嘉島におきましては、既に用地の場所も選定が済みまして、今年度からいよいよ海水淡水化施設の着工が始まります。1年半ぐらいでできるのかと私は見込んでおりますが、その辺もしっかりと県のほうに対応していただきながら、阿嘉島の場合は100%海水淡水化で対応するという方向が済みまして、その日が一日も早くくることを長期的には望んでおりますし、またこれからも働きかけていきたいと思っております。一方、座間味島に関しましては、先ほど説明をさせていただいたとおり、海水淡水化とダムの水、それとウフガーラ等の予備水源を活用して、これからの水行政をしていくということではありましたが、先日の沖縄県との意見交換会の中でも私のほうから発言をさせていただきました。海水淡水化の増設を含め、新たな水源開発というのが座間味島でもこの状況になってきて、必要になってきたという認識を申し伝えております。ですの

で、今、県が考えている水道の広域化の中での決定している部分は、増設というのは今のところ直接入ってなくて、将来的には増設も見込んでという文言がありましたが、それを増設をするような状況をつくっていきたいということで、早速発言もさせていただきました。長期的にもしっかりとやることで、座間味村がしっかりと観光客だけではなくて、もちろん住民の皆様にお不便をおかけしないような水行政をこれからもしっかりと心がけていきたいと思っておりますので、これからも御協力をお願いしたいと思います。また県のほうもしっかりと今の状況を考えていただいておりますので、既に座間味のほうの情報収集をいろいろとしていただいておりますので、一日も早くこのような状況から脱せることができるように、私たちとしては頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。本当に早急に何らかの対策を考えていただき、普通に水が使えるような状況に早くしてほしいと思っております。今後これが続くと、水の制限もそうですが、入域者の制限もしないといけないような状況にもなるかと思っておりますので、そういうことが起こらないためにもしっかりと考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。2つ目の質問ですが、学校の空調設備の整備について質問していきたいと思っておりますが、この質問に関してはこれまでも何度か質問等、要望をしてきましたが、今回でこの質問に関しては最後にしたいと思っております。ですからいい意見、いい返事が返ってくることを期待しておりますが、何度も言ってきましたが、もう既に子供たちは暑い中、授業に集中できないような状況が今後夏場に向けて続いていきます。大きな予算も伴うことにはなると思いますが、ぜひ学校の空調設備に関して考えてほしいと思っております。学校の現場も見ながら、声も聞きながら、今現在どのような方向性を考えているのか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

おはようございます。きょう一日よろしくお願ひします。ただいまの宮平譲治議員の御質問についてお答えしたいと思っております。まず昨年の平成29年度定例会で御質問をいただいて、改めてのまた確認と進捗等の確認だと思っております。教育委員会といたしましては、前回の御質問を受けて、学校現場と設置について幾つかやりとりをさせていただいております。さらに今後また校務研究会、定例の教育委員会、首長部署と行う首長総合教育会議に正式な議論として、今度はちゃんと議題として取り上げていきたいと思っております。またその中から方向性を見出して、また一步進めればと思っております。何分、前回お答えしたやはり電気料、財政に与える負担というのは非常に大きいというのが見えておりますので、そこも一緒に協議して、学校教育現場がよくなるように私としても一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今のお言葉は前向きに検討するという事でよろしいのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

すぐ即答はできませんが、各方面の意見を聞いて、私としては前向きに進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひ取り組んでほしいと思っていますので、できれば早急をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。この件に関しては以上です。

次に3つ目、最後の質問になりますが、阿真地区土地に関する今後の計画についてなのですが、幾つか先ほども出ましたが、村有地、土地の取得だったり、阿真地区においてはいろいろ進んでおりますが、一つ一つ聞いていきたいと思うのですが、先ほどは執行部がコテージに隣接する土地の件で、ある程度計画が上がってきて、これはまだ公表はできないとのことだったんですが、阿真区の住民は我々座間味もそうなんですが、コテージ周辺が更地になって、いろいろ何が起ころうとしているのか、何の計画があるのかとみんな不安や期待もあります、いろんな話が飛び交っていて、我々も知らない話がこういうことが起こるんだけど、議員はオーケーしたのかという話も聞いたりしているので、できればこの計画も含めて一度、議員だけで議論して決めるのではなくて、住民説明会を持って、いろんな執行部側の案、住民が望んでいる声も聞きながら、うまく活用してほしいと思っているのですが、先ほどこの件に関しては答弁していただいたのですが、そのような住民説明会等も開いた上で、住民の声も聞きながら、再度計画を進めていくことができないのかどうか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

御質問の中で今、村有地の件ですが、そもそもこの村有地は伐採するに当たって、区長のほうを通じて、区民のほうには説明がいつているかと思えます。私たちは区長のほうにはこういうふうに建築物の計画があるということで説明しておりますので、我々からしたら区民には伝わっていると理解しております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

区長には説明しているということ、はい、わかりました。阿真区のほうはまだ初会も開かれていなくて、その辺が住民には伝わっていないのかと思うのですが、できれば行政側からも、区のほうからももちろんですが、行政の立場からもぜひ住民説明会を持って、いろいろと意見を聞きながら、取り入れながら、今後考えてほしいとは思っております。この村有地に関してはわかりました。次にキャンプ場用地なのですが、以前キャンプ場有地として、村が賃貸契約を結んでいた、我々はジャンジャンと呼んでいる場所なのですが、今、その辺の契約等はどうなっているのか、お聞きしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。阿真キャンプ場の利用方法についてですが、御質問のあった土地は旧ジャンジャン跡地以外は現在、キャンプ場として利用しております。旧ジャンジャン跡地の用地契約は、平成30年3月31日をもって満了となり、更新をしておりません。賃貸契約の件数ですが、12件となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ジャンジャンのほうは4月1日より村との契約はないということなのですが、3月いっぱいまではあったということですね。向こうの工事がスタートしたのが、3月28日からあっちの工事が着工しておりますが、その辺は把握していますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

大変申しわけないんですけども、着工時期については把握しておりませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

現在は6月ですが、その辺さかのぼって3月いっぱいまでは村との契約が結ばれていましたので、その辺の指導等は今からでもすべきだと思っております。また、その辺も含めて、契約していないから村は向こうに関しては何とも言えないという返事ももらっておりますが、どのような考えでしょうか。向こうに関しては何らかの情報があるのかどうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどもお答えしたとおり、ジャンジャン跡地の用地の契約が3月31日をもって期限が切れておりますので、それ以降に関しては個人との、所有者との交渉等は行っておりません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

契約期間中に工事がスタートしていることは、今からでも再度注意をしていただきたいと思います。それとその土地に隣接して6つの土地があるのですが、その中に、ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

隣接する土地の中に公用地、村の土地も隣接しているのですが、この工事は個人の契約で役場とは契約が切れたから関係ないのではなくて、隣接する土地で、今732-1番地と施工業者と地主との契約だと聞いているのですが、その隣、732-2番地、733番地、734番地は村有地です。この境界に関してはしっかりと役場は把握しているのでしょうか。しっかりと732-1番地内だけにこの工事がおさまっているかどうか、確認はとれているのでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。この境界線に関しましては、測量を入れる予定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今の答弁よろしいですか。工事をする側はあっちで、村が予算をつくって測量をするということですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは県の林務課からも指導がありまして、公有林ということで指導が入っております。その境界に関して、測量を入れようと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今この赤いボールペンと蛍光ペンは私がグーグルのマップから照らし合わせたのと、あと実際に目で見たのをあわせて図を書いたのですが、測量も入れていないので、正式な場所ではないのですが、恐らく732-1番地を大きく私は超えていると思っているから今、質問をしているのですが、あと737-1番地、林業事務所、担当課のほうから保安林の指導があったと聞いておりますが、その辺はどのような方向になったのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、県のほうから指導が入っております。現場確認が入っております。訂正します。現場確認が入っておりまして、その境界を示すために測量を入れる予定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

では今現在、この工事に関して役場のほうから指導等、ストップのほうはかけているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

工事に関してのストップ等、それはかけておりません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

境界もはっきりしていない。隣接する村の土地がなければいいんですが、村の土地にもかかっている可能性もある。保安林にもかかっている可能性がある中で、今現在、何の注意もせず、実際にわかってはいますよね、行政もここで工事が進んでいるということは、道からコンクリートでスロープもつくって、これがもしかしたら村の土地にかかっているかもしれない可能性も私はあると思っていますので、その辺が明確に

するまでは工事を一時中断するよう、話をするように私は言ったのですが、していませんか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。しっかりと境界がはっきりするまでは役場側もこの工事の進捗状況はしっかりと確認していただきたいと思います。仮にこの土地問題が解決して、工事が進んだ場合、ここには今、トレーラーハウスを設置して、そこで何らかの営業なり何かが行われるということなんです。その辺に関しては行政は何も言えないのか、何か思っていることがあればお話いただきたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

宮平喜文議員からも質問が出てきて、ちょっとかぶってくるころはあると思いますが、そういった民宿とか、宿に関してはこちらのほうに届け出するものがないものですから、私たちも本人、関係者から確実に聞いた話ではないんですが、民宿、宿をやるというのは確認しているというか、そういう話は伺っておりますが、正式にはそういった届け出等は保健所等になってくるので、実際にそれをやるかというのは、今ここでは断言できません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今後この計画が進めば、海岸沿い、キャンプ場も含めて、私はこのままの状態が、村というか、この島が守られるとは思っていないから、これを取り上げたのですが、このジャンジャンに関しては行政に携わっている人が何名かかかわっているんです。その中でなぜこの行為を話し合いの中で、私はとめるべきだったと思うのですが、仮にこの土地問題も解決して、向こうにコンテナハウスが設置されました。今後キャンプ場、今、契約しているキャンプ場用地に関しても村と契約するよりは自分で何かをしよう。誰かに貸そうという流れが、私は今後生まれてくると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。そのようなことも含めて、もう少し厳しい目で今の工事の内容を私は見るべきだと思っているのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これまでも用地の賃貸契約に関しましては、交渉等に時間を要してまいりました。キャンプ場用地に関しましては財政状況を見合わせながら、今後は用地の購入を含め、検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

恐らく今、公的な機関が活用しているから、今は海岸沿いもキャンプ場だったり、古座間味に関しては売

店を置けたりしているかと思いますが、地目は、基本は農地、畑だと思います。その辺も含めて、今後しっかりと条例の整備だったり、それを開放していいという考えがあるのであれば、このままでいいと思うんですが、しっかりと今後の方向性も見ながら、その辺もしっかりと整備していく必要があると私は思っています。あとトレーラーハウス、今、恐らく村が借りているキャンプ場用地に置かれていると思うのですが、そこも賃貸料が発生して、村は地主にお金が発生していると思うのですが、今、3月議会でも駐車場等の村有地の条例等も進み、住民からも駐車料金を取るような体制が整ってきている中で、住民からはしっかりと駐車料金を、村有地にとめているなら取る。そういうのに対してはお金を取っているのかどうかは知りませんが、今、置かれている状況をちゃんと報告を受けた上で、向こうにトレーラーハウスが置かれているのかどうか、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今現在、トレーラーハウスが置かれているところは、実際村の借りている土地ではなく、あちらは今、現に申しますと、沖縄県の土地となっております。先ほどおっしゃったように、開発行為に関していろいろ話が出ていたと思うんですけども、昨年度から村としても、そういった開発行為や、街並みを守ろうということで、景観条例の作成に向けた動きをしております。また先ほど農地とか、そういったお話もありますが、村としても景観条例、要は開発行為の制限とか、そういった条例をつくりながら、また農地に関しては農業委員会、その他の機関もありますので、そういった方々と連携して、どうやって村の景観を守れるか、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。最後に、あまり言いたくないのですが、このジャンジャンの工事に関しては、村の観光大使もかかわっていると思うのですが、その辺、村長いかが思っていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

細かい詳細は知りませんが、座間味村の観光大使を務めている方が社長の会社と島の方が連携をして、新たな事業展開をしていきたいということで進めているとお伺いしております。先ほど来、譲治議員のほうからはいろいろ景観上の問題とか、新たな開発行為に対する考え方というのが行政のスタンスを聞きたいというところが一番のところだと思うんですが、私は個人的にはどこまでがいいか、どこまでいけないのか、誰がやればいいのか、誰がやったらだめなのかというところの線引きが非常に難しいと思っております。したがって、島の方が頑張っている、島農家も一緒にやっているというところも聞きますと、気持ち的には頑張ってもらいたいというのももちろんありますし、観光大使の人が一緒に頑張ってもらいたいということで、新たな顧客を座間味に誘致したいという話を聞けば、それもありという意味ではありがたいという気持ちもあります。一方で、土地の開発のあり方、土地の利用の仕方というところにおきましては、先ほど総務・福祉課長が話をしたとおり、景観条例の中でも議論をさせていただくこととしておりますので、一概にいい、悪い、やめるべきだ、続けさせるべきだというのはここでは発言を控えさせていただきますが、いろいろバックグラウンドがございますので、簡単にお答えすることができないというのが現状でございます。観光大使の方も、それ以外にも、ほかの観光大使もそうですが、座間味村のためになればということで、い

ろいろな観光ピーアールをしていただいたり、イベントの企画をしていただいたりということで、ありがたい部分もございますので、その方々としっかりと議論をしながら、一緒になって彼らの気持ちも座間味村に対する思いも酌み取りながら、これからの観光振興であったり、青少年健全育成であったり、いろんな場面で連携ができればいいなと考えているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。このトレーラーハウスに関しては、向こうにトレーラーを何台置こうが、大した規模の宿泊施設にはならないと思います。そのような計画を観光大使が考えること自体おかしいことではないのかと思って、もっと外からいろんな村のアピールをしていただき、自分でここで何かをするのではなく、外でもっと村の発信をしていただくことが観光大使の仕事だと思っていますので、その辺も含めて、しっかりとキャンプ場用地も含めて、今後、村の開発のあり方というか、条例整備をしっかりとお互いで考えていけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

皆さん、こんにちは。ひとつよろしくをお願いします。4点ほど質問をさせていただきます。まず、美ら島条例についてです。以前にも阿嘉港の向かいにあります廃材、廃車、放置車両、それについて、まず座間味村の中で一番汚い場所ではないかと。それを見て皆さんどうお考えなのか、それもまた3年ぐらいずっと放置なんです、同じ形で。3年前にこういう形で私は撮影もして、そういうふうにやっています。その質問も何回もやっていますので、それについて一向に動いていないんです。それについてどう思うのか、村長お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。今まで何度か垣花議員から廃材、または放置車両の処理について質問されてきまして、なかなか進展することができなかったことに対し、この場をかりておわび申し上げます。現在、廃材の一部を撤去させ、残りの廃材につきましても関係業者等へ撤去するよう指示をしているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは今すごい問題なんです。皆さん駐車場も利用していますけれども、廃材も置いて、廃車も置いて、地権者が了解の上で車もとめているのかどうなのか、駐車場を使っているのか、その辺についてお伺いしたいんですけれども、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

地権者といいますと、地権者は県の漁港となっていますので、使用者が県に断って駐車しているとは捉えておりません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

もう一度、捉えていませんか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

そこまでは調べておりません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

今、座間味でも駐車料金とか、そういうのをいただいてパーキングの契約をされています。それについて阿嘉のほうはそういうふうに、一番便利な場所に勝手に車をとめる。勝手に車を放置する。その辺がどうも相反しているんです。その辺が県に了解をもらった段階で車をとめているのでしたら私はいいと思うんですけども、それは了解なしで車もとめる。放置もする。放置者に対して、村は何も言えないです。誰にも許可をもらっていないで、そのままやっているわけですから、お互いにみんな。そう思わないですか、それについてちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、村の所有ではありませんので、そこで村が駐車料金等の徴収をするということは非常に難しいものと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私も以前にこういう形でパーキング場の提案を出しました。それはわかりますよね。その提案を県に要請したのか、していないのか、それとも何もやっていないのか、その辺をお伺いしたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

私も資料は持っていないんですけども、この案は昨年か、その前にあったと思います。そこでこの用地に関しましては、今現在、屋根つき歩道等を整備した代替え地として、国のほうへ行くと聞いておまして、それ以上は進展はないところです。ただ、あそこが駐車場という名目の用地ではありません。ただ、県の土地だったんですけども、屋根つき歩道等の土地、これは入っていますので、その土地との入れかえということだけを報告させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは阿嘉の港で送迎用の駐車場というのではないんです、はっきり言って。座間味はありますけれども、ちゃんとした指定された駐車場があります。阿嘉にはそれがいないんです。アスファルトも敷かれて、ちゃんとラインも引かれて、ここにちゃんととめてくださいと。駐車場ですと、送迎用の場所ですと、駐車場ですと。そういう場所が全くありません。座間味にはちゃんとしてあります。その辺に関して、やはり前向きな体制で、区民からもよく言われるんです。道にとめたら文句を言われる。駐車場、今2泊するところにとめたときにはいっぱいしているから、要は商売人、商売されている人たちの荷物の邪魔になるからここにとめるな。どこにとめたらいいんですかと、私もそう言われました。私たちがしっかりしていないからそうになっているのではないかと。私たちはそこまで言われています。この駐車場自体ができない事態が私はおかしいと思うんです。どうしてかといいますと、この周りに公園とか、トイレとか、そういうのができているわけですから、テニス場も。ではどうしてできたんですかと。それです。それができているのに、ここだけが何も動かないということ自体がどうかと私は思うんですけれども、その辺をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

公園とか、確かにトイレ等は整備されているところではありますが、先ほども述べたとおり、当時の計画では駐車場という名目で整備されているわけではありません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ちょっと意味がわからないんです、その答弁に対して。駐車場をつくる予定は全くないということですか、一応は。そういうことですよ。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず、うちの課長の説明が不足だったのかもしれないので、私のほうからあわせて説明をさせていただきます。阿嘉島の漁港に関しましては、まず最初に申し上げさせていただきたいのは、県管理漁港であるということです。漁港港湾はそうなんですが、国、県、市町村という形で管理が決められておりまして、例えば座間味島の港湾に関しても県管理港湾。ですから県のほうでつくって、県が基本的には管理をしている。その中で、座間味村で言いますと、座間味村が阿嘉漁港にしても、座間味港にしても管理費をもらいながら管理をする部分は管理をしているというのがまず現状であるということをお聞きいただきたいと思います。その中で、港湾でもそうなんですが、港湾区域内の用地というのは、ここは何に使う用地です。例えばターミナルとか、お客さんを迎えるために建物をつくっていい用地ですとか、漁具とか、そういったものを修理するために使う土地ですとか、いろんな地目が決まっております。その中で公園の整備が阿嘉橋の下というのはなされてきたというふうに私は認識をしております。その中で一応は今、橋の下、駐車場になっている部分もございまして、利便性があるということで、ああいう形で作っていると思うんですけれども、先ほどうちの課長が言ったように、阿嘉島のほうからも屋根つき歩道をどうしてもつくってほしいと、議員の先生を含め、地元の方々からも要望がございましたので、一括交付金を活用させていただいて、阿嘉島の屋根つき歩道をつくらせていただいたんですが、その屋根つき歩道をつくった場所

はもともとは国の用地だったんです。そこにつくるということは、そこに財産を入れるわけですから、県有地にしないといけないというのが大前提としてありまして、もともと今、太郎議員がおっしゃっております場所は県有地だったものを、そこと取りかえることによって、いわゆるその駐車場と言われている場所を国の用地にすることによって、もともと国の用地だった場所を県の用地にさせていただきながら、一括交付金を活用して、屋根つき歩道をつくっているというのがこれまでの流れでございます。さらにそこは今、国の用地でございますので、私たちが簡単に物をつくること、あるいは沖縄県も含めて、ここに物をつくることはできないわけでございます。まず、そこまでがこれまでの流れだと御認識をいただきたいと思います。一方で、2年前から垣花太郎議員のほうからわざわざ絵を描いていただいて、配布をしていただいた資料も、私は今でも持っております。これはぜひやりたいというふうに思っておりますが、まだいろいろと整理をしないといけない用地の問題もございまして、なかなか前には進んでおりません。これから私が任期残り3年ございますが、やはり駐車場も必要だと考えておりますので、そこに駐車場ができるかどうか、常に前向きに検討していますという話をこれまでもさせていただいておりますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。決まりごとを理論武装をしながら、いろいろと進めていくというのは、非常に簡単ではございませんが、しっかりとその辺の前からの提案というのは忘れたわけではないということを御承知おきいただきながら、また私といたしましても、できるだけ住民の利便性の向上のために駐車場、もしくはそれ以外のいろいろな土地の活用というのは、これからも考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ私の提案100%というわけではないんですけれども、それに近づけるような形で、ぜひお願いしたいと。私もその区民との約束もございまして、どうしてもやはりそういう形でできれば区民からも便利さと、何と申しますか、そういう駐車もやりやすい場所ができるということは喜ばれるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと。ぜひお願いします。

以前にも出したんですけれども、②美ら島パトロール、10月1日に、それを行いましようということで、パトロール隊をつくったんですけれども、以前にも質問をしたんですけれども、そのパトロール隊がどういう形で今、やっているのか、その辺をもう一度伺いたいんですけれども、それをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

去る3月議会でもお話をしましたように、パトロールのほうの手薄になっていたものですから、今年度よりしっかり行っていききたいと思います。座間味島におきましては、1回、今年度に入って4月に開催しております。阿嘉、慶留間島に関しては、区長会でも区長と相談して、ちょっと日程が折り合わなかったんですが、11日、きのうですね、日程が決まりましたので、また阿嘉島のほうも速やかに進めていきたいと思っています。また条例には4半期に1回パトロールをするということになっておりますので、そういうふうに条例規則に基づいて、しっかりとパトロールを進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これはどうしてそういうことを言いますかといいますと、今、くわえたばこが禁止されています。そのく

わえたばこの禁止のシールがほとんどないんです。剥げてないんです。剥げているものに対して、どう対策をするのかというのも何もないもので、逆に二、三カ月ぐらいしかもっていないのではないかとというぐらい、そういうふうに見えているものですから、それに対してちょっと無駄ではないかと。そういうのも一つの案としてもうちょっと考えるべきではないかと。それをまたいろんなアイデアで、いろんな思考策で、みんなで考えてやってほしいということで、また、くわえたばこの方が観光客にも結構見られているんです。栈橋とか、そういうところでかなり吸われている方が多いものですから、それはやはり注意しようがないというか、そういうシールが剥がされていますので、条例だからということで個人的に注意することはできないわけです。ですからその辺をやはり阿嘉島にも常時パトロール隊という腕章をつけた方が一人でもいれば、そういう何といいますか、たばこを吸う方も減っていくかと思うんですけども、ターミナルではこれだけ人が集まるわけですから、そういう腕章をつけている方を見ると、やはりどうしてもそういう方は警戒すると思いますので、その辺をぜひ計画を立ててやっていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

常時というのは現実的なものとして難しいと考えております。やはり美ら島パトロールをつくった当然、村のほう为主体で作成したことはありますが、これを守っていくのはやはり行政のみならず、議員の先生を初め、住民がそういう意識を持つかが大事だと思っております。先ほどおっしゃったように、ステッカーがなくて注意ができないというような認識があるというならば、やはり村としてもまだ周知が不足しているのかと思っておりますので、もう少し「美ら島条例」の意義を議員の先生の協力も得ながら、住民に伝えて、住民の理解を得ながら、全ての住民が歩いている方に注意ができるような環境整備に努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひお願いします。パトロールも一つなんですけれども、それは受け付けのほうでもそういう腕章をつけて、チケット売り場でもそういう形を注意できるような形で、そういう一つを提案してもらってほしいと思うんです。そういう形で、ぜひお願いします。パトロール隊をぜひ強化してほしいと思いますので、ぜひお願いします。

2点目、ごみ処理問題。旧ごみ処理場、平成27年9月に一般質問をしたんですけれども、その後の調査の結果を知りたいんですけれども、ダイオキシンとか、いろんなのが起きていたのではないかとか、いろんなことの想定の問題をしたんですけれども、その後の処理に関しての報告がまずなされていないものですから、そのままの状態建物建っています。私もこの前のぞいてきたら、やはり中はもういろんなのが、上はダイオキシンが使われているだろうな、いろんなのが出てくるだろうと。そういうふうに見てきました、私も。それを取り壊すという話までも出たんですけれども、その後あれから2年たっていますけれども、その後も全然話も出ないし、そのまま放置された状態。それについてお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

平成27年9月に御質問がありました。ちょっと報告ができずに、大変申しわけなく思っております。平

成27年9月議会で御質問があつて、それから平成28年度でアスベストやダイオキシンの検査・調査委託を行いました。その結果に基づいて、そういった基準値を上回るような結果は出ておりません。それに伴い、今度は県のほうに焼却場の、処分場の財産処分の手続を行って、今、完了したところであります。今後解体に向けて調整を行っていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それはいつごろの予定をしていますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これは今から見積もり等をとって、予算状況も確認しながら着手していきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

早目に処理してください。お願いします。

次に移ります。去年の3月に農業用地の廃材処理場、放置されていた、今ネットが張られていますけれども、フェンスされていますけれども、そのフェンスの中、一部は片づいたんですけれども、その何パーセントぐらい処理できたのか、その辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

平成29年3月でお答えしたように、いつから利用していたのかという経緯については不明となっております。また現在、何パーセント処理されたかというのはちょっと見た目では把握できないので、実際は何パーセント処理したかというのは、お答えできないところはあります。それに伴い産業廃棄物、そういった廃棄物の置き場、場所についても今後考えていかないといけないところではありますが、座間味島、阿嘉島、いろんなごみ処理問題が詰まっておりますが、去年は産業振興課のほうで実施しました。例えば座間味島、阿嘉島、慶留間島の廃船処理、さまざまなごみ等がありますので、村もそういった問題点を一つ一つ片づけていっているところではあります。近年、また廃棄物の処理の費用に関して、沖縄本島のほうで処理費用が高騰していることから、なかなか一気に処理する費用が難しいことから、今後ごみの処理も実質1回で終わらせるのではなく、定期的にそういった廃材を処理するように搬送しながら、今後、村としても一般廃棄物、または事業所の出す事業所ごみ、産業廃棄物、そのすみ分けをして、そのすみ分けをした上で、またそういった置き場等も検討して、今後ごみを出しても最終処分、要は座間味島、阿嘉島、慶留間島からごみを沖縄本島に出す処理までのリサイクルをしっかりと考えていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これはバージで何回ぐらい運ばれたか、その辺をお伺いしたいんですが。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

バージではなくて、トラックで、運搬車で運んでいます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

何台分ぐらい運ばれましたか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、ちょっと台数のほうは、申しわけないですが、把握していませんので、後で確認次第、報告したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。今後の産業廃棄物の処理について、大体いつごろ検討されているかというのは、その辺はわかりませんか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

当然、産業廃棄物に関しては、阿嘉島のみならず、例えば慶留間島のほうにもちょこちょこ捨てられていたり、座間味島のほうには大量にあります。これを一気に処理するというのは、予算上、非常に厳しいものであり、単年度でできることとは思っておりません。今、御指摘のあった件は阿嘉島だと思いますが、阿嘉島の今、捨てられている廃材置き場に関しては、今後まず閉鎖をして、ごみを入れさせない。事業所から出るごみに関しては、沖縄本島で処理させる。当然、事業所から出る大きい廃材に関しては、産業廃棄物ですので、事業所が責任を持って処理するというふうに法律でも定められていますので、事業所にはそういった指導もしながら、ごみをふやさないように、村は実施していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それについて一つ農業用地として問題なんですけれども、その農業用地のいろいろ申請されている方がいらっしゃると思うんです。その後の申請されている方が今後どうなるんだろうと。そのごみがこれだけ、産業廃棄物がそれだけ捨てられているところに、果たして自分たちが申請したものがこの状態で通るのか、ものすごい不安な気持ちで、私のところにそれを訪ねてきました。それがまず一番、産業廃棄物を処理した上でのそういう今、若い方が農業をやりたいと。そういう形でその話を持ってこられたんですけれども、私は返事がしようがないんです。行政側がどういうふうな形でそれを考えられているのか、また農業用水をつくるということで、そこに予定しているらしいんです。そこに予定しているんですけれども、その予定も廃棄物をどかさない限り、前にも進まないと思うんです。どっちにしろ早目に撤去しない限り、どっちもうまくいかないんです。これだけ若い方が来て、そういう一次産業、二次産業、そういう形でいろんなところまで計画を立てられて、そこまで希望を持ってやってきていますので、それを行政側が後押ししていけるような形で、本当に真剣に取り組んでやっていただきたいと私は思うんですけれども。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

垣花議員からありますように農業の担い手、また村の施政方針としてもやはり第一次産業というのは重要視しております。その中で今、そういった農業用地として確保されていることは、私のほうも十分わかっていますので、その辺また産業振興課と連携しながら、また村としても農業の担い手の人材育成等も施政方針に入っておりますので、順番的にも最優先順位として、村としてもまた産業振興課と、また上のほうと調整をしながら、なるべく早期にできるように、こちらも考えていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひそういう形でいい方向で進めていただきたいと思います。私の質問はそれで終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

こんにちは。よろしくお願ひいたします。食後で眠いでありませうが、我慢して聞いてください。1番目に、水道事業の広域化についてであります。去る3月14日から栗国村を皮切りに水道事業の広域化が開始され、4月分の水道料金から本島並みの水道料金になることが新聞報道でありましたが、残り南部の離島と伊是名、栗国、7村の事業計画状況、順番どおり行くのか、視察してやるのか、座間味村はもし順番どおりだったら何番目に予定されているのか、わかる範囲でお答えください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。該当離島村は8村あり、必要な施設整備を進め、安全で、安定な水道用水供給システムが整った村から広域化が順次実施されることとなっております。まず、先ほどおっしゃったとおり、平成29年度に栗国村、渡名喜村、そして平成30年度に北大東村、南大東村、次に平成32年度に本村、渡嘉敷村、伊平屋村、伊是名村となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

計画では平成32年度、大分、先ですね。今のところ県に移ってもキャパがその状況ではなかなか、雨が降らないときついのでありますが、それに伴いまして、水道料金が本島並みに下がる…、安くなるわけですが、これに関連して下水道料金も連動しているわけでありまして、上水道が下がるとおのずと下水道も下がるわけです、今の状況で言えば8割負担ということで。上水道が下がるわけですから、下水道も下が

るんですが、ただでさえ下水道収入はペイしなくて、一般会計から繰り入れをしている状況であります、その件に関して、もしや下水道は値上げという形に持っていかれるのかどうかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

広域化に伴い、水道料金の低減化は図られますが、下水道料金につきましては、現段階においては明確な低減率は把握しておりません。水道料金の低減化に伴い、水道料金設定については今後、検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

上水道が下がると、今のパターンで言うと、8割負担となると下がった分、下水道も下がるわけですから、経営状況も悪くなって、一般財源からの繰り出しがふえてくるわけでありましてけれども、その辺について財政として負担にならないのかどうか、負担増にならないのかどうか、お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、おっしゃったとおり、確かに水道料金の低減化に伴い、下水道料金は現在、その低減化に向けて検討していませんが、おっしゃったとおり、恐らく一律低減化になるということでありましたら、一般会計からの持ち出しがふえるということで、下水道関係事業については村としては大きな痛手にはなってくると思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、非常に行政の財政としても、影響を受けると思うんですが、しかし受給者、いわゆる受ける側は水道料金が安くなるから、やっぱり下水道も同じように連動して下がってもらえれば非常にありがたく、それに対する、下がった分、下水道料金が上がるとなると、これは本末転倒になりますので、その辺はよく考えて、受益者の負担にならないように、上水道が下がったから下水道を上げるというふうにはならないように、なっても下がる分が多いという形になってくれるようお願いしたいと思います。

それとその他で、いろんな水問題、あとあるんですけども、ちょっと確認なんです、先ほど水源地の貯水率について、阿嘉地区、ウタハとタンクあったんですが、砂防ダムは発表しなかったんですけども、私の目視では90%ぐらいあるんです。以前、砂防ダムからくみ上げるポンプ等もあったんですが、パイプだけ残ってくみ上げポンプはない状況ですね、ということは砂防ダムを活用していないわけですから、どういう状況で砂防ダムを活用しないのか、90%もあるのに、そういう理由をお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどから何度も答弁しているとおり、現在、阿嘉島において、可搬式の海水淡水化を稼働させております。現在13時間運転して110トンの水を供給しているところでありますので、現段階において砂防ダムを活用することは考えておりません。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

訂正します。長年、砂防ダムの水は使っておりませんので、水の状況が安全かどうか確認できていない状況ですので、現段階では使っていないということになっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やっぱり管理不行き届きだと思っんです。砂防ダムを放置すれば水質が悪くなるというのはわかっているはずですから、ちゃんとダムの壁面の底辺に、ちゃんと水質安全のための泥抜き装置もそろっているんで、定期的にこれを抜いておけば、水質は確保できたと思っんです。それができればある程度、水不足の解消にもつながったろうし、先ほど訂正されましたけれども、淡水化装置は、新聞によると四十何日間も壊れたまま稼働していなかったということになりますので、その間でも砂防ダムが使えているのであれば、まだまだ制限給水等の時間も、ちょっと時間の猶予ができたんじゃないかと思っんです。くみ上げポンプが外されていることについては、これ以上、使用しないということではポンプを外したんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

現段階では、先ほども述べたとおり、海淡をフルに活用して水を供給しようかというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

いや、そうじゃなくて、海淡、この前からあの水は満水化、フローしていたわけですから、その前に泥抜きをして水を、いつでも渇水に備えるような準備ができなかったのかどうか。くみ上げポンプも外されているということは、水はあっても、こっちは使えない。あんなウタハ堰に比べると水量は少ないですけども、それなりの水量はあると思っんです。機械も全部外したということは、こっちは水はあっても最初から使わないということでポンプも外したのかどうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

水質が悪いというふうに捉えて、その辺は私たちの計画の中では、砂防ダムの水の使用は考えておりませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

だから泥抜きさえ定期的にやっておれば、水質の確保はできたわけです。ウタハにまだ水があつて、あれしているときにも90%はあるんですから、フローしているんですから、定期的に、ちゃんと水質を確保するための泥抜きのそういう装置もあるんですから、何でそれを職員が行って定期的に泥抜きをしなかったのかどうか、それさえやっておけば、あの大量の水を使用できたはずなんですけれども、それを聞いているんです。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

確かに水が足りない状況で、この堰を使わなかったということは、我々の管理不足等も含めて、今後そういったことがないように十分気をつけていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。それで、今からでもいいですから、淡水化がどうにか稼働している状況でありますから、砂防ダムの水をとりあえず全部抜いて、泥をはかして、次に備えるような対策をとってもらいたいと思えます。水に関しては、後の方も質問があるようですので、この辺で終わります。

2番目、フェリーざまみ3のフリーWi-Fiについてですが、フェリーざまみはフリーWi-Fiが利用できて、通信料がかからないということで非常に便利でありますけれども、これは1回当たり15分、1日4回の利用ができるという制限があるんですけれども、1回当たり15分では、15分したら切れて、また接続しての繰り返しを4回しないといけなわけです。その辺で1回15分というのは利用時間が短いんじゃないかと。60分フルにそのまま1回で使うとか、30分で2回とか、それができないかどうか、設定の変更ができないかどうかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。フェリーざまみ3のフリーWi-Fiにつきましては、当初のサービスといたしましては、訪れる観光客や外国人に座間味村の観光のサービス、例えば村のホームページや村のダイビング、民宿等のピーアールを紹介するサービスというふうになっておりました。フェリーざまみ3の設置機種は最大容量が1カ月間で100ギガとなっております。導入当初は1回当たり20分に設定をしておりましたが、動画などの高いパケット通信を行う利用者が多くなり、月の中ごろには100ギガを越えてしまいました。それに伴い接続制限がかかり、下旬の利用がしづらくなったというのが現状となっております。接続時間を1回15分で4回と利用制限をしております。利用時間につきましては、今後、利用回数、利用人数等の検証を行い、改善の必要性を検討してまいります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これはじゃあ、100ギガ以上使うと、1日というか、往復全部含まれるわけですね。100ギガ超えたら通信ができないという形なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今おっしゃったとおり、我々の携帯と一緒にWi-Fiじゃなくて、普通のLTEの状態と考えたら、やはり制限、その量を、コスト、おそくなってしまうという原因があるので、そういったものが、私も前回、船舶におりましたから、導入当初は11月でしたのでそういう心配はなかったんですけども、年が明けて、まずゴールデンウィークにそういった問題が出てきました。それで今おっしゃったように20分の3回をやっていたんですけども、1回切ることによってアクセスしないといけないという難儀さでそれをやめてしまうという、またこれはうちの利用者を広げるという意味でそういった設定をしております。産業振興課長がおっしゃったように、まず一番の目的はWi-Fiを使って、座間味に来るために座間味のことを調べてもらうとか、そういった目的が大元で導入しております。実際、それを導入して、検証したら、やはり動画を閲覧しているのが多くて、特に一番多いのはユーチューブとかですね、そういったもので容量がとられてしまって、ほかの人たちがせっかく調べものをしたいけどできないという状況があるので、こういった設定をしております。今後、船舶と通信会社とまたいろいろ話し合いをしながら、例えば動画を見られないような設定とか、そういったものにして、極力フェリーでも島に来る前に村のホームページ等を見て、いろんな情報を得てもらいたいということで、今後も進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。なぜこの質問をしたかということ、まずフェリーで立ち上げたらこういう画面が出るわけです。これを私たち議会で鹿児島に出張へ行ったときに、これは船のマークです、飛行機のマークでB Pnet あれば60分だったので、飛行機でこれができるんだったら、同じNTTのフリーWi-Fiですので、30分2回、60分1回とかできるんじゃないかなという単純な、飛行機でそれをやっていたものですから。飛行機はですね、飛行機の中でしか使えないネット、だからフェリーでも、動画を見られても画素数が落ちたものですから、島の紹介のピーアール、それに制限してやってもいいんじゃないかなと私は思う。そうしたらフリーで那覇から島、島から那覇で100ギガは使わないんじゃないかと思っておりますので、これはNTTがやっていますから、飛行機ではそれが飛行機でしか使えないネットができていますので、フェリーでほかのものを見るんだったら一般電波で見るとような設定ができればいいんじゃないかなと思っておりますが、その辺どうお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども述べたとおり、改善の必要性を検討してまいりたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

次、ごみ出しの分別についてであります。最近ごみ出しの分別状況が悪くなっています。慶留間に住んで、阿嘉と慶留間の件ですが、ちょっと書き出しが…、分別はされているんですけども、曜日の設定とかで、いわゆる指定曜日に出しなさいというごみが出されない。分別はされております、缶とかペットボトル、その仕分けはされているんですけども、出す曜日が全然守られていないと。収集の担当に聞いたら、阿

嘉地区は自分の家の前に出しますから、対象外のは玄関前に置いて、慶留間は座間味と一緒に、ステーション制でやっていますので誰が持ち込んだかわからないもので、今はそんなにごみが多くないので、指定収集日以外でも車に乗るんだったら持っていくんですけども、しかし、ごみステーションへ行くと、自分たちで分けないといけない、曜日別ですから。その辺、収集する方の疲労とかを考えれば、その周知徹底をしてもらいたいと思います、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今お話があります、まず転入者に対しては、転入の手続の際にしっかりごみの出し方の表とか便利帳とかを作成して説明はしております。さらに先ほどの垣花太郎議員からもありましたように、歩きたばこを島の人が注意できないというのと一緒に、今後、村も、議員の皆さんと一緒に、またさらに住民もお互い全員で意識しながらごみの出し方を注意したり、歩きたばこも注意できるような、そういった意識づけをしながら、また再度、住民に対しても広報し、我々行政、議員、住民の皆さんといい環境で暮らしていけるような環境整備に努めたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。今現在、ごみの分別、出し方はこれだと思んですけども、これは非常にわかりにくいんですね。かえて以前の方がわかりやすい。前テレビでやっていたんですけども、毎月のごみ収集カレンダーというのがあって、その中に村の行事とかごみ以外のもの、そういったいいあれもあったんですね、ああいったものを参考にして、これはちょっと、私たちはなれてしまったものですから、覚えてきょうは何の日とわかるんですけども、これは最初、変更になったときはわかりにくかったです。島に来て時期、新しい方々にこれを配ってもなかなか理解しづらいんじゃないか。もっと読みやすい方法とかごみ出しカレンダーとか、ああいったものをつくってもらって、まだ以前のもののほうが見やすいし、使いやすいです。その辺を踏まえて、もっと、さっきの国のものもあったので、やっぱりごみ収集も第一歩からちゃんと徹底してやって、収集日以外のごみステーションは空だという状況をつくれるように、以前はそれをやっていた、慶留間地区でも最近ちょっとそれができなくなっているような状況ですので、その辺、啓蒙のポスターが私は余りいけていないんじゃないかと思いますが、いかがお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

我々も周知している側ですので、見る側の気持ちになって、今、中村秀克議員がおっしゃったように、見にくいようでしたら、そういったものを改善しながら、見やすいようにして、しっかりとごみ処理の問題を一つ一つ解決していきたいと思いますので、議員の皆様も御協力のほうをよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やっぱり国立公園でありますから、ちゃんとごみ処理も村民から徹底して、島の環境を守るという形で、こういうものですね、これは基本ですから、その辺から守るようにやってもらいたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

副村長答弁しますか。補足…。

○ 6番（中村秀克議員）

補足ですか、じゃあよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの秀克議員の御質問ですけれども、ごみの分別のほうはおおむねできているということで、私たちもその認識をしているところですが、確かに収集日でないごみ、段ボールとかペットボトル、缶が曜日を守らないで出されているところは多々見受けられると思います。担当のほうも工夫しながら、ステーションにあすは何の日ですという札もかけたりするんですけれども、実際は守られていない状況も確認しております。以前は、分別が始まったころは放送をして、あすは何の日ですということもやっていたんですけども、最近、なかなか周知徹底することができないでおりますので、今後さらに工夫していきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。資源ごみに関しては指定袋を使わなくてもいいという、透明袋でいいんだという、住民負担もなくなって、この辺は非常によくなっていると思いますので、今後、きれいな島になるようによろしくをお願いします。では、次に行きます。

いつもお願いしていますが、夏場の警察官派遣についてであります、これから繁忙期の阿嘉・慶留間地区への警察官派遣はどうなっているのかお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これもゴールデンウィーク明けまして、5月8日に村長のほうから那覇警察署長のほうには応援要請を行っており、また7月中旬から8月末日までの週末には警察官の増員を予定しております。それとまた一緒に、以前から問題がありました阿嘉島の駐在所設置の要望についてもお願いしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

基本はやっぱり週末ですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

そのとおりです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この警察官派遣が始まったころの2年か3年間は約1週間交替で平日も週末も常駐していたはずなんです、それがなぜできなくなったかは伺っていますでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

ちょっと昔の例はわかるんですが、その応援回数が減ったという原因までは確認しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。できれば、毎日いたほうが効果があるのであって、来る人たちも警察官がいるいないでやっぱり変わるんです。この辺からノーヘルで、裸でバイクをぶっ飛ばしていたら、きょう警官いないなど、警官がいたらそういうことはないです。やっぱりああいう人たちも見ているわけです、いるかいらないか。それを把握してそういう無茶なというか、こういう環境がよくて国立公園になった島を無視して、島の人は環境を守るとやっているのに、美化を守る。だけどよそから来た、お客さんではあるんですけども、その人たちがイメージを悪くするという可能性があるんで、繁忙期だけでもいいですから、駐在は平日、週末限らず常駐させたほうが、夜もですよ。宿直室がありますから、あれを利用して夜も駐在できるような感じでお願いしたいんですけども、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしくそのとおりでございまして、私どもといたしましても、那覇警察署には私から那覇署長を通じて、那覇署だけではなくて県警本部のほうにもお願いをしていきたいという話をここ数年させていただいているところでございます。まず夏場の応援要請に関しましては、土日に来てくれという文言ではなくて、夏場の繁忙期はできるだけ島に警察官を増員していただきたいという大きなくりでお願いをさせていただいているところですが、例えばですけども、那覇署に関しては全国一110番が多い警察署でもあるということもありまして、いろいろとあちらも職員のやりくり非常に苦労しながら座間味村のほうへ職員を派遣しているというふうに、ここまではお話を伺っておりますので、なかなかこれ以上のお願いをしづらい部分もございまして、しかしながら、そういった中で私がこれまで、ここ2年間やっているのは、駐在所の設置をさせていただきたいと、常駐の警察官を置いていただきたいというのがまさしくそこに当たると思っております、なかなか前に進まない部分もありますけれども、1年に2回ぐらいは那覇署長宛てにそういった文書を、直接足を運んで届けている状況がございまして、一日も早く、あるいは1年でも早くそういった状況をつくるために頑張っていきたいと思っておりますので、これからも御協力をお願いしたいのと。あとあわせて阿嘉島のほうにも土地を購入させていただいております。公共の用地がございまして、そういった計画ができたときには村有地をぜひ活用してほしいというところまで話をしている状況です。一日も早く阿嘉・慶留間地区に派出所が設置できるようにこれからも頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村長ありがとうございます。やっぱり警察官がいるいないで、観光客の振る舞いが全然変わります、わかります。そういうことで抑止力というか、島の環境面でも非常に効果があると思っておりますので、できれば前から言っているように、駐在所ですから、駐在、常駐できるような、つくろうと思えば土地も確保できるという村長の答弁でもありましたように、今後とも根気強く、粘り強く要請させていただきたいと思っております。この

件については以上であります。

次に住民説明会についてであります。これまで何度か住民説明会が開催されていましたが、住民の参加が少ない、行政としては今後あり得る、さきも同僚議員からも住民説明会の必要があると2件ぐらい出ていましたので、今後も多分あり得るであろう住民説明会、少なすぎる参加人数をどう考えるのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

さまざまな住民説明会を行っておりますが、先月は光回線の説明会を行いました。それに関しては、座間味島、また阿嘉・慶留間地区におきましても大勢の住民の方に参加してもらったことを記憶しております。やはり私たち行政にとっては住民に行政運営を周知する上では説明会などはとても重要な役割だと考えております。こういった開催時期、開催方法など、区長や議員の方と調整しながら、どうやったら住民の皆様が関心を持てるような説明会ができるのか、また参加してくれるような説明会ができるのかを検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

近年、先ほど、光回線の説明会は集まっておりました。その前に1月ですね、美ら島税の4月1日からの導入についての説明会はほとんどいない、阿嘉・慶留間地区におきましては10名ちょっと、半分が役場職員ですね、説明者も含めて、これでは住民への説明にはなっていないんじゃないかと。聞いたら座間味地区でもそんなに、少なかった。関心がないのか、自分たちが税金を払うんですから、それなりに関心を持って反対なら反対、賛成など、意思表示ができるぐらい人が集まって意見交換会をやってもらいたいという希望で言ったんですが、ほとんど集まらない、もうなあなあ、シャンシャンで終わったという記憶です。その前にも住民説明会が、美ら島税に関する、前の仲村村長のときにもありました。あのときも少ない、私も参加しましたが。これでは行政のいわゆるアリバイづくりにしか考えられないですよ、やったから、説明したよという、あれでは私はだめだと思うんです。だから何かルールをつくって、説明者予定もきょうは何名以上集まらないと成立しないという覚悟を持って、防災無線の放送と張り紙ではどうしても、役場職員がいるんですから戸別訪問でもして、大事な話だから説明会に来てくれという、それぐらいやって、住民にとって重要なこと、特に美ら島税は3月の議会で意見が割れて、いわゆる裁決投票で決まった、難産で生まれたんですから、やっぱり行政としてはそれなりに、議員でも割れたんですから、住民も割れていると思うんです。それなりに説明する義務があって、集める行政側は放送と張り紙だけでは集まらないと思うんです。一定のルールをつくって、最初から3分の1は厳しいかもしれないけれども、基準をつくって、それ以上集まらなかったらお流れにするぐらいの覚悟を持って行政は、それが住民サービスだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今おっしゃったとおりに参加人数が少ないのは確かでございます。それに際して、基準を設けるかというのは、やはり村と行政側としても、それは疑問に感じるところであります。というのは、例えば今議員がおっしゃったように3分の1が集まらなかったら、ずっとその3分の1がそろわないから物事が進まないということに対しては来られた方、また賛成している方にとって失礼に当たると思いますので、一概にその基

準を設けることは、こちらとしてはできないと考えております。当然来ている方の気持ちを捉えるのが一番ですが、やはり来てもらって、発言するのが大事だと思いますので、そういう基準以外に、どういったら住民説明会に来てもらえるか、そういった工夫は検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ただいま課長がおっしゃるとおりであります。ですから行政も努力、放送と張り紙だけじゃないです。その地元に役場職員がいるんですから、特に呼びたい人、こういう人は来てほしいなという人には積極的に案内をかけるとか、それでいいと思います。確かに人数制限とかはちょっとあるかもしれないけれども、少なすぎる場合はどうかと、もうちょっといい方法はないかと、そういうものを考えて議論してやらないと住民の理解は得られないんじゃないかと。一方通行になる可能性があります。いわゆるさっき言ったアライバづくり、やったからいいんじゃないかと、そうじゃないですよ。やっぱり住民に説明をやるには議員も動員して一緒に行きましょうとか、議員も誰か連れてきてくれという協力をしたり、そういうことをやらないと住民は行政に関心持たないはずですから…、持ちません。その辺いかに、有意義な住民説明会、ここに書いてある今後あり得る、さっき同僚議員からも説明会も必要じゃないかとありましたから、今後、きょうの私の質問、答弁を踏まえて、考えて、いかに人が集まる、住民が集まる説明会になるか考えてもらいたいと思っております。長々となりましたが、以上です。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さん、きょうは朝から活発な質問等、大変御苦労さまです。ちょっと休憩しましょう…、休憩というか中休みというか、きょうは6月12日、世界各国で米朝首脳会談ということで、その日に我々の議会が行われているというのも、私の議会活動、議員活動の中で、この日は忘れようにも忘れられないと思っております。ちょっと話が余談になりましたけれども、じゃあ、本題の私の質問に行きたいと思っております。

朝、譲治議員からもいろいろありましたけれども、重複する点も幾つかあるかと思っておりますけれども、まずトレーラーハウスについてということでお聞きします。実はこれも、私もトレーラーハウスが本村に入ってくるということは、3月定例議会までトレーラーの「ト」という字も聞いたことなかったんですね。ところが朝、譲治議員がおっしゃるように、3月末から4月の初めごろ、私も某事業者で観光案内をしております、阿真ビーチに夕日と満潮時のカメを見に行っただけですね。そうすると、そこに地域の住民が2日連続、2人、3人と私のところに駆け寄ってきて、あそこ今じゃんじゃん工事しているけど、何で工事しているか善文さんわかりますかと言うから、いや、わかりませんとはっきり答えました。そこで非常に屈辱な思いをしました。議員のくせにこれぐらいわからないのということで、じゃあ、何が来るんですかと聞いたら、実は向こうにはトレーラーハウスが来るということを私たちは内々に聞いていますということを言われて、非常に恥ずかしい思いというか、そういう思いがあります。それで幾つか、今、村が知り得ている情報を正直にお答えしていただきたいということで幾つか質問していきます。当然あれだけ、バージで搬入してきているわけですから、生半可でああいう仕事をするということはないと思っております。本腰を入れて、本格的にやるというふうには私は踏んでいません。そこでこのトレーラーハウス、ハウスということを書いているから皆さんが知り得ている情報、私はパンフレットを見たこともないですし、もちろんそのものの周辺に行っぐるぐる回って見てはいますけれども、中も見えていないですから、このトレーラーハウスというこの中、これはいわばちょっとした泊まる施設があるのか、あるいはキッチン、そういったものもあるのか、まずそこからひ

とつお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

私、個人的に見せてもらいましたが、今言うように、例えば2人用、4人用、6人用とあったのを記憶しております。その中には寝室もあればトイレ、シャワー、調理台など全て完備されているのは確認しました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ、これは運営主体はどちらのほうで運営しているんですか、それをお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

運営主体は民間とお聞きしております。村ではないです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私が今、知り得た情報では、地域住民から、それは皆さんも正確な答えだとは思わないんですけども、このトレーラーハウスを導入したのは、朝から話が出ていましたけれども、観光大使あるいはどこか施設長、そして管理は本村の出身者がやると聞いているんですけど、その辺は村としてどれくらいおわかりですか、お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

村も本人たちには確認していませんが、私の把握している限りでは同じような感じで聞いております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もちろんそういうことですから、当然、さっき総務・福祉課長からお話があったように、少々の宿泊施設ということも酌み取れます。それでこれは本村の事業者との絡み、要するに事業者というのは民宿ですね、そういった絡み、本来は民宿に泊まるんだけれども、これがあるからそこに泊まるんだとか、というような事業者との絡み関係はないですか、今後。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず午前中の宮平譲治議員にも申したとおり、まずそれを宿にするかどうかというのは私どものほうでは現在把握しておりません。そういった申請等がありましたら、私どもにかかってくるものでは消防の検査とかがありますが、そういったものも来ていませんし、そういったものが不要でありましたら保健所等に宿としての申し込みをするので、現在ではこちらのほうでは把握しておりません。また個人の事業所をやるやらないに関しても、我々村として、法律上、何ができるかというのもその辺も把握していませんので、その方

がもし宿をやるにしても、私ども村として、何をどうこうするのかというのは言えないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

おっしゃっていることもよくわかりますけれども、ただ、今、観光でも滞在型を求めている方もいらっ
しゃいますし、日帰りは多いけど、滞在する方は少ない。ところがそこで滞在してもらうと非常にイメージ
的にもちょっとどうかということも懸念されます。それと総務・福祉課長が去年の12月の十何日でした
か、例の環境条例の件で、島は例えば3階建ての建物は必要ないんだとか、あるいは原色の赤とか黒とか、
そういったものも含めて、どこかからは景色がいい、どこが景色がよくないとかそういうものも含めて、村
の環境条例整備をしていきたいということとマッチした場合に、このトレーラーハウスが、本村の今つくろ
うとしている環境条例とマッチしているかどうか、そこら辺をお聞きしたいです。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

トレーラーハウスにおきましては、固定のものではないので、決してそこで例えば景観を損ねるものが建
つという前提では捉えていませんので、それが景観の邪魔になるかといったら、村としてはそうだとは思っ
ておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

朝も譲治議員からあったように、ビーチサイドとかそういったところで利用の方法がいろいろと提示され
ていましたけれども、じゃあ、これから、先ほどから出ている水問題、汚染、雑排水と、こういうものから
いろんなことも出てくると思います。それから電気は別としても、電気は電気の事業者がやりますけれども、
村としては、水、下水関係も含めて、そういうふうな形の処理はどのようにして考えているのか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

済みません、これも個人の事業主が考えることだと思いますので、こちらのほうで水道はこう指導する、
下水道に関してはこう指導する、電気についてはこう指導するという義務はないと思いますので、その辺に
ついてはお答えしかねます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これに対して、私もある事業所のお手伝いをしているもので、今はさっきあったように阿真のほうに搬入
していますけれども、ハタケジに置いているときに、ある御婦人が私のところに、港に立ち寄って、日ごろ
は会話もしたこともない方なんですけれども、村出身者以外でも営業できるんですかと、どのぐらいの情報
を仕入れているかわかりませんよ、この人が。その辺に関してどういうふうな認識をお持ちかお答えできま
すか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

村出身者じゃなくても、そういった土地等を持っていけば可能だと思います。実際に法律上、我々がそういうふうに規制ができることではないと思っておりますので、その辺に関しても村が個人的にどうこう言える立場ではないと思っておりますので、答えしかねます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ある住民は、じゃあ私もバックを探して、そういうものを導入しようかなと、まねごとをしようかなと。例えば沖縄県内では、例の瀬長島とか本部の海洋博から今帰仁に向けて、国頭に行く途中にトレーラーハウス、あるいはキャンピングカーが相当設置されています。それがこの例をつくったために、これが各空き地に、万が一、その類似、あんな立派なものを持ってこられる人はいないと思いたくはなけれども、これと似たようなもの、キャンピングカーを改造したもの、そういうものがもし村に次々入ってくると仮定した場合、それを阻止する理由等もありますか。そういう話も、我々飲みながらいろんなこういう話がよく出てくるものですから、その辺の具体的な策、万が一の場合、そういう策もありますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

それが例えば村の所有している土地でしたら、私どももそういったことはできないと指導とかできると思いますが、個人有地に関してはそういったものが非常に厳しいところであると思っております。先ほど、午前中も申したとおり、議会議員にも答弁したとおり、いろいろな景観や町並み、村としても残していきたいと思っております。それに伴い、説明したように景観条例、また景観条例に付随した農業委員会ともタイアップした、例えば農振地とかそういったものも連携しながら、どういうふうに規制をしていくかというのは今後考えていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ、この件の最後に、今あれはどういう形で一基なのかよくわかりませんが、どこどこに設置する、場所がもしおわかりでしたら教えていただけますか。我々も住民にしょっちゅうそれを聞かれるものですから、それを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

私たちも、きょう午前中から出ていますように、じゃんじんのほうとは聞いていますが、それはあくまでも個人の所有ですので、大まかな場所はわかりますが、どういうふうにどんな形で設置するかというところまでは把握しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。一応、村としても、あるいは我々としても、それはある程度、どこどこに置くかということ、我々もしょっちゅう住民から聞かれて、じゃないかな、じゃないかではちょっと困るので、どこに設

置する予定ですよということがわかればいいかなと思うんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

その辺をですね、実は村も5月12日付で災害時における施設利用の協力に関する協定を交わしておりますので、その辺も、災害時のために我々もそういったものを活用するおそれがありますので、最終的には場所等も把握しておきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よろしく、ちゃんと確保して、我々議員にも教えていただきたいと思います。何か補足あるんでしたら、どうぞ。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまのお話を伺っております、まず最初にひとつ、先ほど総務・福祉課長も申しましたように、村外の方だから、村内の方だからという御意見は少し違うのかなと感じております。ただ、このキャンピングトレーラーは固定されるものではなく、もちろん固定資産税も発生するものではございません。移動式ですので、例えば住民の方に迷惑があるような行為があれば、こちらからも指導することはできていると思っております。先ほど申し上げましたように、施設の利用に協力するという、例えば災害が起きた場合、このトレーラーハウスを使用してもいいですよという協定は結んでおります。だから何をしてもいいというわけではなく、ただ、協力をすることでお互いに協力し合って、何かありましたら協力を続けていくということ、ただ、今おっしゃっている例えばもともと座間味村に、観光大使というお話も出ていますが、観光大使だからではなくて、ほかにもそういう業者がいいたら、多分同じような形で使用することがあると思っておりますが、おっしゃったように何か迷惑があることがあれば、こちらのほうでも注視していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件は、私も何も賛成とか反対とかじゃなくて、現状が余りにも知らないもので、朝から話しているように、お互いの、私はこの議会でもよく言うんですけども、情報交換、そういうものが全くなされていないので入ってくるのも全然知らなかったし、そういうこともあるもので、今副村長がおっしゃるように、お互いのコミュニケーションが全くとれていないもので、私たちは何を聞かれても、議員のくせにと言われたら、本当にアゲというようなきもあるんですね。ですから、私は日ごろからいつも言っているように、そういった情報公開を、こういうものが入ってきますよ、こういうことですよと、あとあと村にとってはいいことか悪いことか、それは今はわからないけれども、でも協力してもらえるものもありますよと、今おっしゃるようになりますね。それをそういうふうな形で私たち議員にもそういうことが事前に伝わっていれば、私たちもこういう話で、これに話題性が出てくるということはある程度抑制できると思うんですね。ところが全く私たちも知らないものだから、それは素直にお聞きしているんです。今、一連の流れを聞いてそういうふうにごく大体わかりましたので、それは今晚あたり、飲むときから、そういう形で、そういう流れで来ている

ということで、万が一、村に余りふさわしくないのであれば、それはまた村としても考えているよというぐらいいいかなと思っています。じゃあ、この件に関しては以上です。何回も繰り返しますが、ある程度わかれば、議員のほうにも十分教えていただきたいと思っています。よろしく願います。では、続いてまいります。

平成29年度の収入状況、5月に出納整理月間も終わって、全てが座間味村の財源になるというわけではないんですけど、今から聞くことは、座間味の収入源にもなるもので、各課ごとに少しずつ聞いていきたいと思っています。まず、総務・福祉課から税関係、国保税等が今どの程度の、当初予算と、目的として、あるいは収納としてどれぐらいの達成率で来ているのか、まず教えていただきます。それとなぜ介護保険料までということを行ったかといいますと、去年、例の税の賦課がかかっていなくて、座間味村だけ、27市町村広域連合に加盟している中で普通徴収が発生したという事例がありました。それを含めて、参考までに、これはもちろんうちの税収として何の関係もないんですけど、それを教えていただきたいということで、まず総務・福祉課からお願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

平成29年度の収納状況ということで、おそらく3課にまたがると思いますので、順に答えていきたいと思っています。まず総務・福祉課のほうから。住民税に関しては、あくまでも決算はまだ終わっていませんので速報ですが、現年度分93.7%、過年度分が42.3%となっております。軽自動車税に関しましては97.7%、過年度分、滞納分に関しては25.3%、税ではありませんが、村営住宅、現年度分94.1%、過年度分、滞納分64.6%、多用途住宅は100%の徴収となっております。固定資産税は92.4%、滞納分が36.8%となっております。国民健康保険税、現年度の徴収率が97.3%、滞納分に関しては32.3%、後期高齢者につきましては、現年度分94.4%、滞納分に関しては22%となっております。先ほど宮平善文議員が申したとおり、介護保険料に関してですが、介護保険料は当然おわかりと思いますが、広域連合で賦課徴収を全て行っています。先日も介護保険の広域連合のほうに問い合わせしたんですが、今のところ集計していないので出せないという返答がありましたので、済みません、そこだけに関してはお許しいただきたいと思っています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ、これはきょうとはいわず、決算の終わり次第、もちろん決算が終わったらそういう表をお配りになるかなと思うんですけども、滞納分の率が非常にいまだかつて聞くんですけども、その策として何か講じていることはありますか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

策としては、やはり近年我々も若い職員が入ってきて、税の徴収等、若い職員が担うところも多々ふえてきておりますが、私たちも担当と若い職員と、また中間管理職も連れて一緒に臨戸したり、また電話催促等はふだんから行っております。数年前ですが、そういった行政手続等も、法的手段もとっていますので、払うのが村民の義務、取るのが我々の義務、我々も払っている人たちのことを考えて、滞納者にはそれなりに積極的に徴収していかないといけないと思っていますので、最終的には今後、若い職員も一緒に法的手段

の仕組みも勉強しながら、そういった手段まで持っていけたらと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、総務・福祉課長がおっしゃるように、税の公平性、当然払うべきことですから、今おっしゃるように一所懸命努めてください。それから公共料金も含めて、あわせて努力してください。

続きまして、産業振興課、下水道、船舶運賃等に関して、現時点で、まだ決算締めていなければ5月の出納整理月間が終わった時点での段階でよろしいですから、よろしく願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。平成29年度の徴収率ですけれども、水道の徴収率が現年分が96.9%、滞納分が13.3%、下水道、現年分が95.5%、滞納分が23.8%、漁業排水に関しましては、現年分が99%、滞納分が46.2%、そして農業排水の徴収率ですけれども、現年分が100%、滞納がない状況にあります。次に船舶の貨物の徴収率についてでありますけれども、ここ3年、現年分が100%というふうに推移をしております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

聞いていると、ほとんどが95%以上と、貨物に関しては100%見通しと。ただおっしゃるように滞納分がずっと残っているというのも、ちょっとそれだけが先ほどの総務・福祉課と同じように気になりますけれども、これは皆さんいつも、こういう議論をするたびにあっちもこっちも同じ人がやっているという話もよく聞きますけれども、それも含めて、また一所懸命努力していただきたいと思います。これも決算が終われば、当然、一覧表にして私たちに渡すのか、あるいは渡す予定がなければ、ぜひ渡してください。

続きまして、教育委員会…、教育委員会はこういう質問等は余りしたことないんですけれども、ほかの課は聞いていますから、教育委員会は聞かずというわけにはいかないものですから、教育委員会ではたしか給食費と保育料をいただくものだと思いますけれども、ここら辺どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

ただいまの徴収の御質問ですが、教育委員会においては給食費、保育料とも徴収については100%徴収しております。過年度の滞納もございませんので、全てしっかり取らせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

大変結構なことです。よくできましたというよりは、当然のことですけれども、それと各課に関連して聞きますけれども、使用料、例えばグラウンド使用料、体育館、総合センター、そういった使用料等の未収入とかそういうものはございませんか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

全部の課の施設はちょっとわからないんですが、総務・福祉課に関しては、公民館、コミュニティーセンター、総合センターとありますが、現在まだ、決算が出ていない、5月末の速報ではありますけれども、今のところ未納のところはないと把握しております。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その件につきまして、我々も施設を抱えておりますので、ちゃんとした数字を示すことは控えさせていただきます。9月にはちゃんとした数字を示したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

教育委員会におきまして、まず交流センター、高良家、ナイター、グラウンドのほうと、教員宿舎、体育館がございます。それについては全て使用料100%で徴収しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。産業振興課は艇庫とか、そういうものも含めて、9月の決算期にはその辺の詳細もひとつ表でお願いしておきます。

ついでなんですけれども、教育委員会は今度、国の指針で保育料がたしか無料になるという方針を聞いた覚えがあるんですけれども、本村ではどうなっていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

保育料については、幼稚園ではなくて、保育園のことだと思いますので、幼稚園については現状維持の保育料をいただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。私の勘違いでした。その件に関しては質問を終わります。

続いて、阿佐古座間味線の調査整備、半分これは要望的なものですが、何を言っているか、阿佐はこの前、きれいな道路ができていのに、何を聞きたいのかということで執行部としてあるかもしれませんが、まず阿佐線に関して、こっちから車で二、三分で行きますので、あえて私は資料提供をしなかったんですけれども、山頂というのは要するにンビリのことですね。座間味の出身だったらわかると思います、山頂とはンビリのことです。ンビリに向けて50メートル手前から両方に柵があります。転落防止柵ですね。それでそこから両方とも木が生い茂ってきている。私もよくバスをよくもちます。軽自動車とか普通乗用車だとなかなかわからないんですけれども、バスで行くとモクマオウとかそういうものが覆いかぶってきているのがはっきりわかるんです。運転している方もあんまりいい気持ちはしないと思います。それと阿佐線から話をしますけれども、そのンビリから阿佐に向けての2本目の電信柱、要するにハジギーがあります、ハゼノキですね。その左側の斜面が去年の夏場から秋口の台風時期にかけて、阿佐の船を持っている人、安

室沖とか慶良間海峡、あるいはその辺、阿嘉、慶留間の近辺から異様に木が変色していると。ということはその斜面が傾いているんじゃないかと。せっかくあれだけいい道路をつくっていただいたのに、もしこれが、失礼な言い方ですけど、何年か前、渡嘉敷阿波連線が土砂崩れで崩れたように、せっかく道路はきれいにできたのに、その上から崩れてきた場合に、阿佐区の生活が完全に遮断されると、これをどうにか調査してくれないかということで阿佐区から要望が結構あるんです。私も村のある担当職員とちょっとだけ上ってみましたんですけども、これは専門的に見せないといけないですねということは言っていたんですけども、でもこれはこれだけの干ばつですから、急激に大雨が降ると一気に土砂崩れをする可能性も私はあると思うんです。その辺に関して村としてどういうお考えをお持ちですか、お聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。村道座間味阿佐線、ンビリ付近ののり面の現状についてですけれども、古座間味から確認したところ、樹木が前後に傾くとか左右に傾いた様子を確認することはできませんでした。今後、我々、村道の道路パトロール等をやっておりますので、その辺、注視しながらまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

特に大雨時、あるいはまた台風時とか、災害が起こりそうなきには注意してみたいと思います。それから古座間味に向かう道、皆さんもこの前、サップレースで結構往来してわかると思うんですけども、あれは座間味では中道というんですね、山頂から古座間味に行く道を、ところがあの道、バスなど、車に乗っていてもわかるんですけど、ほとんどひび割れしているんですね。私は去年、村営バスも何回か持たせていただいたんですけども、つり革とか手すりとかをつかんで、50名、60名ぐらい乗ったときに、万が一、その割れているところから、50センチぐらいでもガタツとした場合にはバスごと横転するなということで、いつも事業所のバスを持つとそうなんですけれども、これ万が一崩れた場合に大変だなということがいつも自分の頭の中でよぎっているんですね。ですからその辺、皆さん調査で、起こってからでは遅いですから、その辺の調査をする予定があるのか、それを私は要望事項として、向こうは今、座間味でも日帰りの観光客が通る道路ですから、非常に注視して見なければいけない場所だと思っていますけれども、どのような考えをお持ちかお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ここも確認しました。村道座間味阿佐線から古座間味ビーチへの道路のひび割れの状況ですけれども、現場を確認してまいりました。ひび割れについては割れ目がさほど大きくなく、ガードレール側まで達していないことから、すぐに崩落する可能性は低いだろうと考えております。段差につきましては、確かに数センチ、ガードレール側に段差があることは確認しております。その辺も先ほど話したとおり、道路パトロール等において注視してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

事故が起こってからでは遅いですから、たえず注視して見ていただきたいと思います。これは半分は要望

等も含めてですけれども、ひとつよろしくお願ひします。これで私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

最後です。居眠りも来る時間ではありますけれども、前の2人の議員からも水問題に関してありましたけれども、重複しますが質問したいと思ひます。座間味村は、雨が降らず大変厳しい状況にあります。少雨傾向が続き、ダムの貯水率が、課長からもありましたけれども、座間味ダム、ウタハ堰の水瓶が底をつくような状況になってきています。これは本当に深刻な問題でありまして、今、9時から7時、10時間の制限給水を実施しています。今後、雨が降らない場合は隔日断水、一日越しの、そういうものも検討しているのかお伺ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

午前中、宮平譲治議員にも答弁したとおり、座間味島の海水淡水化施設は24時間フル活動しておりますが、整備後6年から7年経過しているため、浸透膜等の取りかえが必要となり、現在は日量160トン程度しかつけれない状況にあります。昨年、1号機の浸透膜、高圧バルブを交換し、今回2号機の浸透膜、高圧バルブを交換することにより、180トン近くの水を供給できる見込みとなっております。新たな水源確保に関しましては、現状として困難と考えておりますので、防災無線での節水の呼びかけ、各家庭、事業所への節水ステッカー、ポスター等の配付、飲料水以外での井戸水等の活用、給食センターにおきましては、使い捨ての容器等の使用、そして節水を呼びかけてまいりたいと思ひます。阿嘉島におきましては、現在、可搬式の淡水化施設を13時間運転し、日量110トン程度の水を供給しております。当面、13時間程度運転し、機器の作動が軌道にのることを確認し、24時間稼働し、日量200トンの水の供給を考えております。さらに予備原水としまして、先ほど中村秀克議員に砂防ダムの水の利用について、利用する考えはないと答弁したんですけれども、担当のほうに確認したところ、ポンプ等の取りかえをし、もし非常事態が発生するとか、今のポンプでは間に合わない状況が発生した場合は砂防ダムの水も活用してまいりたいというふうと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

追加します。隔日断水等についてですけれども、これは渇水対策委員会等を開き、そこで検討してまいり

たいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

先ほどの質問はちょっと、はやまってしまっているような話でびっくりしましたけれども、本当に水事情が厳しくなればそういうふうな対策委員会も開かないといけないというのは私もわかっていますけれども、村長からも話がありました、去年の何月か、雨がほとんど降らない、厳しい状況の中で、沖縄タイムスの新聞報道にも載っていますけれども、阿嘉島の淡水化装置、約40日間停止していたということは、修理をして再稼働は6月7日にさせていますけれども、小雨傾向が続く中、なぜ早目の復旧作業、対策ができなかったのか、聞かれたのかな、同じ質問で重複するかと思えますけれども、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

40日余り機械が動かなかったことに対して深くおわび申し上げます。我々も県企業局とやりとりをしながら、原因究明等、その他、機器の取りかえ等を考えながら進めた結果、40日余り稼働することができませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。座間味と阿嘉の淡水化装置、フル稼働した場合、座間味が1日約170トン、阿嘉が110トンの生産量となっていると思えますけれども、現在、制限時間をしている中で水不足は生じていないでしょうか。足りていますか。170トン、110トンの阿嘉、座間味ですね、生産量をつくっていますけれども、断水している中で水が足りないという、不足はないですか。生産は間に合っていますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

現在のところ、お客様の入りが少ない状況にありますので、現段階において支障等は来しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。それから各字にある取水堰とか浅井戸、これも各字にあります。いわば慶留間の飛行場からの水の、雨、雨水ですね、そういうものもたくさんあります。また慶留間堰とか、今そのまま使われていない状況にありますので、前の質問にもありましたけれども、取水堰からの取水も検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺、砂防ダムをとりあえず機器を取りかえして対応し、それでもできない場合は検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

砂防ダムとかを使うということで、今90%あるという話がありましたけれども、やはり雨が降ったときにオーバーフローさせないで、村長も聞いてください、ドレーンというのもちゃんとありますので、大きなバルブが、そこからヘドロを抜いていけば、90%ぐらい使えるような状況になります。そういうこともあわせてこれから対応とか、対策ができるようにお願いしたいと思います。

そういうことで水不足というのは大変重要であります。これからも早期に、村長がさつきもおっしゃいました、1年半にかけての実施は進んではいるんですけども、さらに関係機関に働きかけていただきたいと思います。そこでこれからも観光客もふえてくる中で水の使用量も多くなってきます。水の需要と供給のバランスが悪くなることも懸念されますので、村民の軽減負担や安心、安全な水の安定的な提供のために早期に水道の広域化が実施できるよう、関係機関に働きかけていただきたいと思います。それから村長、雨乞いもまだやっていないでしょう。ぜひ、私たちも一緒に雨乞いもして、村の水事情が早目に、早期に解決できるようにみんなで考えていきたいと思います。最後に村長一言お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

やっぱり水が一番大切だと思っております。もちろん雨乞いのほうもしっかりとできたらいいなと考えておりますが、先ほど来から水道に関してはいろいろ議員の先生方から御質問をいただいております、一つだけ補足で説明させていただきますと、座間味村の水道の広域化は平成32年から開始をするというふうに公式に県のほうからも発表がございましたが、ただ平成32年に機械が入ってくるということではなくて、全ての設備関係の工事も終わって、あるいは県からの条件としては、座間味村として配水管の入れかえをしてくれという話があるんですが、そういった整備が全て終わるのが平成32年でありまして、それが終わり次第、水道の広域化に行きますということでございます。ですから機械と、阿嘉島の海水淡水化も竣工し次第、稼働はします。その中で正式に、いわゆる水をつくる業務が企業局に移るのが平成32年だということで御理解いただきたいと思っておりますし、またそれまではしっかりと私たちができるところ、あるいは沖縄県、企業局にお願いするところがありますが、しっかりとやっていただくことで、例えば阿嘉島の海水淡水化施設の早期の完成、あるいは座間味島におきましても浄水場の建てかえを企業局は実施に向けて動いておりますので、そちらも早期に竣工ができるような環境づくりも私の仕事だと思っております。また、先ほど来、話をしております阿嘉島のほうは、水道の広域化が図られれば水の問題はないような海水淡水化ができると思いますが、座間味の今の状況でいきますと、水源開発を含めた浄水能力というのはもう少し上げなければいけないのかなと考えておりまして、沖縄県企業局といたしましても、もう最終的には600トンぐらいまでつくれるようにしたいという話がありますので、その最終的というところをできるだけ早く機械の増設に取り組んでいただけるように私としても働きかけをさせていただきたいと思っております。いずれにしましても非常に厳しい水事情でございます。私たち職員のほうも一所懸命、私のほうからもハツパをかけて頑張ってもらっているところではございますが、節水等に関しましては、改めて村議会議員の皆様も含め、村民の皆様にも頭を下げさせていただきませんが、節水に御協力いただいて、この急場をしのげるように頑張りたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第29号 専決処分の承認についてから議案第35号 平成30年度座間味村簡易水道事

業特別会計補正予算についてまでの提出議案の一括説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、提出議案の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第29号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分した内容 | 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第10号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成30年3月19日 |
| 4 専決処分の理由 | 下記事業名①から③の実績報告を行ったところ補助金の超過交付があり返還を命ぜられた。また事業名④については、年度内での事業完了が見込めないため、繰越明許が必要となった。これらの事由により補正予算が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |
- 事業名
- ① 平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費
 - ② 平成27年度臨時福祉給付金給付事務費
 - ③ 平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費
 - ④ 座間味村観光道路美化整備事業

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

実績報告により補助金の超過交付があり返還を命ぜられた事業と繰越明許が必要となった事業があったため、平成29年度座間味村一般会計補正予算（第10号）にて、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

専 決 処 分 書

実績報告により補助金の超過交付があり返還を命ぜられた事業と繰越明許が必要となった事業があったため、議会を召集する時間的余裕がないことから平成29年度座間味村一般会計補正予算（第10号）にて、専決処分をする。

平成30年3月19日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第10号）

平成29年度座間味村一般会計の補正予算（第10号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,228,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 県 支 出 金		294,043	△5,243	288,800
	2 県 補 助 金	252,400	△5,243	247,157
16 繰 入 金		331,410	4,837	336,247
	2 基 金 繰 入 金	258,988	4,837	263,825
歳 入 合 計		2,229,068	△406	2,228,662

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		162,429	786	163,215
	3 生 活 保 護 費	5,687	786	6,473

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		179,509	△1,192	178,317
	1 土 木 管 理 費	15,946	△1,192	14,754
歳 出 合 計		2,229,068	△406	2,228,662

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費			4,752 千円
	1 土木総務費	(一括) 観光道路美化	4,752 千円
合 計			4,752 千円

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成30年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日より施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日より施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

専 決 処 分 書

地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日より施行されることとなった。それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成30年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第10号

座間味村税条例の一部を改正する条例

座間味村税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」を「又は名称」に改め、同項第4条中「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」を「又は名称」に改める。

第8条から第13条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割して納付し、又は納入させることとする。

- 2 村長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る村の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合については、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入

期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分害摘内人の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他村長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする目前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他村長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- (3) その他村長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他村長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める書類

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- (5) その他村長が当該徴収の猶予期間の延長申請手続に関し必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第4号に掲げる書類

(2) その他村長が当該徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長をする場合において、特に提出を要すると認める書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合には、次に掲げる場合とする。

(1) 法第15条の2第9項第1号から第3号までに類する場合

(2) その他その申請が誠実にされたものではないと村長が認める場合

(徴収猶予の取消し)

第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1) 当該徴収の猶予の申請に係る徴収金以外の徴収金

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権のうち、村長が特に必要と認める債権

2 法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げるものに類するもののうち、村長が特に必要と認める場合

(2) その他村長が必要と認める場合

(職権による換価の猶予の手續等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納入をさせることとする。ただし、村長が当該方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合は、随時の納付又は納入とすることができる。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分害摘内入させるために必要となる書類

(3) その他村長が職権による換価の猶予に関し必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1) 当該職権による換価の猶予の申請に係る徴収金以外の徴収金

(2) 地方自治法第240条第1項に規定する債権で、村長が特に必要と認める債権

5 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事由に類する場合

(2) 職権による換価の猶予を取消すことが必要と村長が認める場合

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金以外の徴収金

(2) 地方自治法第240条第1項に規定する債権で、村長が特に必要と認める債権

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 村長が、納付又は納入について誠実な意思を有しないと認めた場合又は徴収上有利でないと認めた

場合

(2) その他村長が申請による換価の猶予をすることが適当でないとした場合

- 4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納入させることとする。ただし、毎月の分割納付又は分割納入させることができないやむを得ない事情があると村長が認める場合は、随時の納付又は納入とすることができる。
- 5 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 村の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - (4) その他村長が申請による換価の猶予に関し必要と認める事項
- 7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) その他村長が申請による換価の猶予に関し必要と認める書類
- 8 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第6項第3号に掲げる事項
 - (4) その他村長が申請による換価の猶予期間の延長に関し必要と認める事項
- 9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。
- 10 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 法第15条の2第9項第1号から第3号までに掲げるものに類する場合
 - (2) その他村長が申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認める必要がない場合
- 11 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。
 - (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金以外の徴収金
 - (2) 地方自治法第240条第1項に規定する債権で、村長が特に必要と認める債権
- 12 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げるものに類する場合
 - (2) その他村長が特に必要と認める場合
(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が6月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第18条中「法第20条の2」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20

条の2」に改め、「（（第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、別表に掲げる掲示場に掲示して行うものとする。））」を削る。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条中「第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第5号」に、「該当各号に掲げる期間」を「第1号から第4号までに掲げる期間、並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」に改める。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に改め、「及び」を「並びに」に改める。

第23条中「よって」を「より」に改め、同条第2項中「法第292条第1項第14号」を「法人税法第2条第12号の18」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条中「よって」を「より」に改め、同条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「乗じて得た金額」の次に「金額に10万円を加算した金額」を加え、「10万4,000円」を「168,000円」に改める。

第31条第1項中「年間2,000円」を「年間3,000円」に改め、同条第2項中「及びニ」を「及びエ」に改め、「市町村内に有する事務所」を「村内に有する事務所」に改める。

第32条を削る。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「特定配当等申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。」の次に「ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。」を加え、同条同項の次に2号を加える。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金

額申告書」に改め、「所得の金額については、適用しない。」の次に「ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。」を加え、同条同項の次に2号を加える。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の2中「配偶者特別控除額又は扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、「においては、」を「には、」に改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」の次に「（村内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）」を加え、同項第1号中「及び次号に掲げる寄附金」を削り、同項第2号を削り、同条第2項中「法第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「なる」を「する」に改める。

第34条の9第1項中「第4項の申告書」を「第4項に規定する特定配当等申告書」に改め、「第6項の申告書」を「第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」と改め、「法第2章第1節」を「同節」に改める。

第35条中「次に定める」を「次の各号に定める」に改める。

第36条の2中「の者」を「に掲げる者」に改め、「によって」を「により」に改め、「においては、」を「には、」に改め、同条第1項中「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、「仮認定」を「特例認定」に改め、「この限りでない」を「この限りではない」に改め、同条第2項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第5項中「、第1項」を「、同項」に改め、同条第9項中「30日」を「20日」に改める。

第36条の3中「この条」を「本条」に改め、「この節」を「本節」に改め、「付記」を「附記」に改める。

第42条第2項を削る。

第43条第1項中「よって」を「より」に改め、「認めた場合においては、既に」を「認めた場合には、すでに」に改め、「（以下次項において「不足税額」と総称する。）」を「（以下この条において「不足税額」という。）」に改め、同条第2項「次項」を「次項及び第4項」に改め、同条第3項の次に次の1項を

加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（2）当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条第1項中「次に掲げる者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項第1項中「支払」を「支給」に改める。

第45条第1項中「定のあるもの」を「定めのあるもの」に改める。

第47条の3中「（次条第1項）を「（以下この節に）」に改める。

第47条の5第1項中「においては、」を「には、」に改め、「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。」を「（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）」に改め、「「第47条の5第1項」と、」の次に「「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、」を加える。

第48条中「よって」を「より」に改め、「適用がある場合で」を「適用がある場合において、」に改め、同条第1項中「規定による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定す

るところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事務所を有する法人」を「国内法人」に改め、「外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項」を「外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項」に改め、「前項」を「第1項」に改め、同項を第4項とする。

第48条第3項「第22項の」を「第22項に規定する」に改め、「納付する場合には、」を「納付する場合には、」に改め、「その延長された納期限とする。」の次に「第7項第1号において同じ。」を加え、同項を第5項とする。

第48条第4項「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、同項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更生によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限までの期間

第48条中第5項中「同法第75条の2第7項」を「同法第75条の2第9項」に改め、同項を第8項とする。

第48条中第6項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を第9項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である国内法人は、第1項の規定により、納申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したとみなす。

第50条中「場合においては、」を「場合には、」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に改め、同条第2項中「についても」を「がある場合には、」と改め、「によるものとする。なお、」を「とし、」に改め、「その延長された納期限とする。」の次に「第4項第1号において同じ。」を加え、同条第3項「第4項の」を「第4項に規定する」に改め、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る村民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番

号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改め、第2号中「課税標準の算定期間」の次に「若しくは連結法人税額の課税標準の算定期間」を加える。

第51条第2項第1号中「課税標準の算定期間」の次に「若しくは連結法人税額の課税標準の算定期間」を加える。

第52条中「よって」を「より」に改め、第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条中2項を第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「施行規則第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総

務大臣が定めた様式」を加える。

第53条の7の2中「「納入することができる」とあるのは「申告納入することができる」と、第46条の4中「第46条の2」とあるのは「第53条の7の2において準用する第46条の2」と、」を「「納入」とあるのは「申告納入」と読み替え、第46条の4中「第46条の2」とあるのは「第53条の7の2において準用する第46条の2」と読み替え、」に改める。

第53条の8第1項第1号や「この条」を「本条」に改める。

第53条の12第2項中「この項」を「本項」に改める。

第54条第2項中「登記又は登録をされている」を「登記又は登録されている」に改め、第6項の次に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第56条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「12号の固定資産」の次に「又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」を加え、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第61条第3項中「この項」を「本項」に改め、「これらに類する」を「これに類する」に改め、同条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第63条の2（見出しを含む。）中「第2項」を「第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第1項第1号中「又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同項第3号中「家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を「家屋」に改める。

第63条の3中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第2項「以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度」を「から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属

する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)」に改める。

第64条中「この項」を「本項」に改める。

第70条第2項を削る。

第71条第2項第5号を「前項」を「第1項」と改める。

第71条中「若しくは」を「又は」に改め、「この条」を「本条」に改める。

第74条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第74条の2中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、同条第1項中「賦課期日とする年度までの各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後」を「以降」に改め、「賦課期日とする年度までの各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第77条中「事項」を「価格」に改める。

第80条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

第82条第1項第2号中「専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円」を削り、「1,600円」を「2,400円」に改め、「4,700円」を「5,900円」に改める。

第85条中「ただし、賦課期日後に第91条第1項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。」を削る。

第86条を削る。

第87条第4項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第89条第2項第2号中「規定する個人番号をいう。」の次に「以下この号及び」を加え、「又は法人番

号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第90条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、「この項」を「本項」に改める。

第91条第8項中「200円」を「100円」に改める。

第92条を第92条の2とし、第91条の次に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって過熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるものとして施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定に適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「若しくは消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「当該右欄」を「同表の下欄」に改め、「喫煙用の」を削り、「この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。」を削り、「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」改め、同項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこ

の本数0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に係る法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「たばこの重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に改め、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に改め、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（全豪に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行なうものとする。

第94条第4中「前項」を「前2項」に改め、「計算に関し、」の次に「第4項」を加え、「1個当たりの重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとに1個当たりの重量」を加え、同項を第6項とし、同項の次に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行なうものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項の規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各校に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「1000本につき5,262円」を「1,000本につき5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

第106条中「この項」を「本項」に改める。

第132条中「この項」を「本項」に改める。

第136条中「この条」を「本条」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第140条第2項中「この項」を「本項」に改める。

第140条の2から7を削る。

第149条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分した内容 | 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成30年3月31日 |
| 4 専決処分の理由 | 地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。 |

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

専 決 処 分 書

地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、平成30年4月1日より施行されることとなった。それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成30年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第11号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年座間味村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え当該合算額を540,000円から580,000円に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条中「54万円」を「58と万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「450千円」を「500千円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 専決処分した内容 | 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第1号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成30年4月23日 |
| 4 専決処分の理由 | 県内で麻しん（はしか）の患者が発生し、広範囲で感染が確認されていることから感染拡大防止のため、住民に対しMRワクチン接種を行うため、補正予算が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

県内で麻しん（はしか）の患者が発生し、広範囲で感染が確認されていることから感染拡大防止のため、住民に対しMRワクチン接種を行う必要があったため、平成30年度座間味村一般会計補正予算（第1号）にて、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

専 決 処 分 書

県内で麻しん（はしか）の患者が発生し、広範囲で感染が確認されていることから感染拡大防止のため、住民に対しMRワクチン接種を行う必要があるが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

平成30年4月23日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,042千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,207,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月23日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		74,595	500	75,095
	2 手数料	6,298	500	6,798
16 繰入金		72,948	1,542	74,490
	2 基金繰入金	72,947	1,542	74,489
歳入合計		2,205,726	2,042	2,207,768

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		151,800	2,042	153,842
	1 保健衛生費	77,772	2,042	79,814
歳出合計		2,205,726	2,042	2,207,768

議案第33号

平成30年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算(第2号)

平成30年度座間味村一般会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,926千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,281,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		43,615	8,260	51,875
	2 国庫補助金	23,501	8,260	31,761
13 県支出金		832,369	6,459	838,828
	2 県補助金	790,742	6,459	797,201
16 繰入金		74,490	59,207	133,697
	2 基金繰入金	74,489	59,207	133,696
歳入合計		2,207,768	73,926	2,281,694

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		311,824	5,544	317,368
	1 総務管理費	282,994	4,419	287,413
	2 徴税費	12,673	10	12,683
	3 戸籍住民基本台帳費	12,281	38	12,319
	4 選挙費	2,231	1,077	3,308
4 衛生費		153,842	14,688	168,530
	1 保健衛生費	79,814	11,093	90,907
2 清掃費		74,028	3,595	77,623
6 農林水産費		97,314	884	98,198
	2 林業費	33,222	104	33,326
	3 水産業費	17,782	780	18,562
7 商工費		113,001	4,697	117,698
	1 商工費	113,001	4,697	117,698

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		881,662	45,157	926,819
	2 道路橋りょう費	21,271	31,266	52,537
	4 港湾費	778,539	411	778,950
	6 住宅費	5,000	13,480	18,480
9 消 防 費		13,466	1,977	15,443
	1 消 防 費	13,466	1,977	15,443
10 教 育 費		287,703	979	288,682
	1 教 育 総 務 費	143,906	233	144,139
	2 小 学 校 費	82,542	549	83,091
	4 幼 稚 園 費	22,327	85	22,412
	5 社 会 教 育 費	3,625	△186	3,439
	6 保 健 体 育 費	24,723	298	25,021
歳 出 合 計		2,207,768	73,926	2,281,694

議案第34号

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		106,273	2,223	108,496
	5 店費	90,906	2,223	93,129
6 予備費		13,437	△2,223	11,214
	1 予備費	13,437	△2,223	11,214
歳出合計		690,046	0	690,046

議案第35号

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		48,377	6,788	55,165
	1 繰入金	48,377	6,788	55,165
歳入合計		93,707	6,788	100,495

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		53,471	6,788	60,259
	1 営業費	53,471	6,788	60,259
歳出合計		93,707	6,788	100,495

以上でございます。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第29号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第30号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第31号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第32号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第33号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

8ページ、総務費の、企画費のホエールネットの機器撤去で46万円組まれているんですが、これは46万円で済むんですか。

○ 議長（宮里祐司）

田中英理子総務・福祉課参事。

○ 総務・福祉課参事（田中英理子）

御質疑ありがとうございます。ホエールネットの民間の御契約数が、現在、約85契約ございます。1カ所おおむね1万円の提供費用がかかるというふうにNTTから見積もりが来ております。税込み92万円でございます。このうちの阿嘉、慶留間のユーザーには半額を御負担いただこうと思っております。その計上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

じゃあ、使用者半額負担、村が半額ですね。わかりました。続けていいですか。

10ページ、衛生費の塵芥処理費の生ごみ処理機の保守委託料と小型焼却炉の保守委託料、これは座間味、阿嘉、両クリーンセンターのですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

そのとおりです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

それで、今、阿嘉クリーンセンターは1人担当が退職されて、多分、稼働していない。生ごみ処理機はわからないですけれども、高度焼却炉は以前からほとんど稼働していない状況でもったいない、使えるのに。聞いたらこれに人を回すと、1回火を燃やすとつきっきりになって、ほかの分別作業とかそういったものができなくなるから、今は人が足りなくてできないということであるんですが、これは今後、使っていないものに金をかけて保守点検して、非常にもったいないことだと思うんですが、職員を採用しないとできない、人手が足りなくて手が回らないと言っているわけですから、座間味がどうなのかはわからないんですが、この辺はどう対応するんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

昨年度からに関しては、職員が1人減になっているのは確かであります。また座間味のほうで阿嘉、慶留間の、クリーンセンターは両方あるんですが、その辺、まだ職員の意識の違い等もあるものですから、今、お互いの職員の意識を向上させながら、どうやって今の人数で運転できるかということで、すぐにではないんですが、今職員を入れかえております、一人ずつですね。そういう中でどうやったら1日の、毎日のごみ処理がうまくできるか。それプラス、その焼却炉がどうやったら稼働できるかというのを今、その人数でできるのかできないのか、その辺を検証しているところであります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

生ごみ処理機も、この焼却炉も県産品で、産業まつりで県知事賞ももらった非常にすぐれもので、特に小型焼却炉は小型ながら非常に高性能でダイオキシンも出さないということで導入したんですが、視察で座間味では順調に稼働して…、あれでも何年前ですかね。阿嘉は導入してしばらく運転して、それからほとんど休眠状態でありますのでもったいないですね、これは。ちゃんと有効にお金をかけて購入しているし、丸々使わなくて保守点検をまた、半額だとしても50万円をつぎ込むわけですから、やっぱりこれである程度処理したら那覇に持ち込むごみの量も減らせると思うんです。やっぱりこれを有効活用してもらいたいと思うんですが、じゃあこれ今職員を、座間味、阿嘉で入れかえしながら、順調に、今の人数で本当に大丈夫ですか。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今その人数が実際足りるか、足りないかも、その辺も検証しております。また、うちらも阿嘉のほうは現場が遠くてなかなか管理が行き届かないところがありまして、今、座間味と阿嘉の職員を入れかえとかしておりますが、その職員の意識の違い、考え方の違い、業務に対する捉え方も違いますので、その辺も意識の改革もさせながら、本当にその人数が適当なのか、今言うように足りないのか、その辺も検証しながらごみ処理の運営に関しては検討しているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

せっかくいい機材を購入して使っていますので、これが宝の持ち腐れにならないように、ぜひ協力いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

11ページ、全協でも同僚議員がお尋ねしていましたがけれども、先進海外視察委託料、これは人選的に何名ぐらいで、どういう参考基準で、いつごろの御予定ですか、お聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この件に関しましては、産業振興課が担当課になりますが、私のほうでお答えさせていただきます。まず人数ですが、10名を予定しておりますが、今のところこの予算の中では8名の予算を計上させていただいております。時期的には、12月の初旬を考えております。あともう1点ありましたか…、人選のほうですね、失礼いたしました。人選のほうですが、これは先進地ありきの予算の計上ではございません。観光振興計画、これから持続可能な観光を考えていただくような、これからの人材を担う若者を対象にして他薦、自薦を問わず選考していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ついでに場所も教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

失礼いたしました。ハワイを計画しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

12ページ、土木の道路維持費の村道慶留間阿嘉線の用地購入費は、場所はどこにあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

場所といいますと、これは今、開通している村道座間味阿嘉線でありまして、用地買収されていない場所が何カ所かあります。その中の4筆等を購入する予定で、今回購入する予定はアパートの近くと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

アパートの近くというと、アパートの近くは村道は通っていないように思うんですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

わかりやすくアパートの近くと言ったんですけれども、村道慶留間阿嘉線はイイジマノセキから阿嘉大橋を通りますので、アパートの、水源地というんですか、その辺に3筆ぐらい集中してありますので、その辺を購入しようかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

先ほどの11ページに戻るんですが、先進地視察の件ですが、副村長のほうから視察先はハワイだということだったので、そのハワイを選んだ理由とかというのはあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

実は、当初予算で私の旅費も計上しておりますので、私は先発隊として行くことになっておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思っています。まず、沖縄座間味村の国立公園と似たような環境の場所がないのかどうかということを含めて考えました。例えば座間味島でいいますと、古座間味ビーチ、阿真ビーチ、あるいはニシバマビーチが阿嘉島にございますが、この持続可能な観光地として、あるいは国立公園として環境の保全のバランスをどう考えていくかというのを大前提に考えたときに、いろいろな先進地の候補を考えていたわけですが、ハワイでいいますと、例えば国立公園のビジターセンターがしっかりしていること、それからハナウマ湾という湾があるんですが、そちらはビジターセンターのような場所を通過して、そこでいろいろお金を払ったり、あるいはここでビーチの利用についてのレクチャーを受けないとこのビーチで遊ぶことができないとか。私たちの将来目指すところに非常に近い部分があるのではないかとということ。それから海外からの観光客がもちろんハワイは多い場所でございますが、その沖縄という観光協会のようなところであったりとか、OCVB沖縄コンベンションビューローのような、行政が多少絡みながらというところ。それから行政が積極的に保全をする場所、あるいは積極的に開発をしながら観光客に遊んでいただく場所、いろんな取り組みをしております。あるいはローカルルールも含めてもそうです。最近でいいますと、サンゴを守るために州の法律で、例えばサンゴに有害な日焼けどめの販売の規制をしようとか、非常に先進的な事例を行っている場所がまさしくハワイ州であるということでございます。それ以外の海外でもいろいろとところがありはするんですが、例えばニュージーランドもいいとかいろいろ話を聞いておりますけれども、あちらになりますと、今度はまた旅費のほうが非常にかさむということと、距離的な問題等も含めて、機構も沖縄と似ておりますのでそちらを選定させていただいたということでもあります。また、訪問先についてはいろいろと検討しておりますが、私が7月にハワイに行く予定となっておりますが、その中でまたしっかりと現場を見ながら、そちらの組織の幹部と面談をさせていただきながら、12月に予定されている本体の出発に合わせて、いろいろな面談、あるいは勉強ができるような環境を整えてくるという予定でございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

次、12ページ、土木費のほうで、阿真地区の道路整備工事1、900万円計上されておりますが、説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

阿真地区道路整備工事の件ですけれども、これは午前中、総務・福祉課長から地図が跡地用地、購入した跡地用地の素案、基本図というんですか、それを見ていると思うんですけれども、そこから旧公民館までの道、そしてこの集落を整備する道等に道路を整備するというので1,900万円を組んでおります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

これは今現在、舗装されていない道路というか、集落内に行く道があると思うんですが、そこを活用するのか、それとも今回購入した村有地をどうするのか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、使用している道は使わずに購入した土地を使って道路を整備しようかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今、購入した土地を活用して道を引くとなると、真っ直ぐじゃないですよ。結構余分な土地が両端に出てくると思うんですが、できれば既存の道を購入したほうが、より今購入した土地が有効的に活用されると思うのですが、村有地、今購入した土地だけだとかなり西側に寄ってしまって、相当な…、いかがでしょうか。総務・福祉課長お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

新しい土地に完全に移設するのではなく、今現在の道がありますが、そこは何名かの地権者がおりますので、やはり複数の地権者で土地代がかかるものですから、なるべく地権者にかからないように、何名か、今四、五名ぐらいかかっている状況なんです。それを若干ずらすと地権者が2名になるものですから、私どもも土地の購入費を減らしたいということで、全部移設するわけではないですけれども、若干道が変わる、緩やかなカーブになるというイメージで移動する予定です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。村の限られた土地ですので、友好的に使えるようにお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第34号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

補正は関係ないんですが、全協ではわからなかったことでもう一般質問に出せないの…。フェリーが26、27日、エンジン整備のために運休と、あれはなぜ全協のときにそういう報告がなかったのか。その前から執行部はわかっていたんじゃないですか。ホームページに5月30日付で載っています。私は後で確認してわかったんですが、なぜわかったかという、私、26日に車の積み込みをしようと思って電話したら、エンジン整備のため運休ですと。それで調べたら27日の2日間と、ドックあけたばかりですよ。それちょっと疑問に思うんですけども、一般質問に間に合わなかったので答弁をお願いします。

○ 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

ただいまの件、大変申しわけございませんでした。本来であれば、全協の中で説明させていただくべきだったんですが、私どものほうで失念をしております、大変失礼をしております。原因といたしましては、エンジンの吸気口のほうの鉄板、鉄の部分に一部亀裂が入っているのがメーカーのチェックでわかりました。今すぐどうということではないようではあるんですが、できるだけ早いうちの取りかえをしたい。大きなエンジンが壊れたとかそういうことではないんですけれども、将来的にこれから忙しくなることも踏まえて、できるだけ早いうちに取りかえをさせていただきたいということでメーカーのほうからも申し入れがありましたので、私たちとしても、本来は、できればドックの間でやりたかったのですが、判明したのがその後であったということで、取り急ぎ対応させていただいているところです。まずは26日、27日の予約が少なかったとか、いろんなことを勘案しながら、あとは行事等がないとか、そういったところを含めて、一番休みを入れやすい時期がその場所であったということでございます。既に予約等も入ってまして、それに対するフォローに関しましては船舶事務所、那覇事務所を中心に鋭意対応させていただいているところでございます。できるだけ村民の皆様には御迷惑をかけないようにしたいということで考えておまして、今のところ予定ではそうなっておりますが、例えば台風等が近づいて、確実に船が二、三日運休になるということが判明した場合には、いつでもその取りかえができるような体制をメーカーにはとっていただいておりますので、そういったことがあればそのときに対応して、できるだけ観光客の皆様、そしてもちろん村民の皆様、貨物等に関しましては御迷惑をおかけしないようにしたいと考えております。なお、またその経費につきましてもメーカーのほうでしっかりと対応していただくということでありますし、何かあったら困るということで、できるだけ早い対応をさせていただきたいという申し出のもとで行っていることを申し添えたいと思います。本来ですと、全協で説明しなければいけないところをきょうになってしまったこと、大変申しわけなく思っていますが、今からまたこの辺の、先ほどからある善文議員からの意見でもそうでしたが、情報共有をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いたします。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

ありがとうございます。これは泊港に接岸した状態で修理は可能なんですか。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これも補正は大丈夫ですけれども、この間、いつも私たちが船舶の欠航時に利用しているヘリが粟国にお客さんを迎えに行く途中、洋上で墜落して、原因究明までは運航ができないという状況ですが、これから台風シーズンになるんですけれども、これは向こう側が飛ばせる状況じゃない限りはしばらくは利用できないということですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しまして、私も含め、私たちの中で非常にショックを受けているところでございます。これまで座間味村が先行して一括交付金を活用したヘリでの輸送事業というのを先行してさせていただき、去年の運賃改定で相当高くなった分に関しまして、沖縄県と連携をとりながら、新たな一括交付金の予算を取って、これまで同様安くで移動ができたことがもうできなくなってしまったということで、村民の皆さん、それから観光客の皆さんが船の運休時、あるいはドッグを含めて活用していたのが活用できなくなるというのは非常に残念でもありますし、経済活動にも影響が出るのではないかと考えております。実は、先日、昨日ですね、エクセル航空の担当部長、それから社長ですね、お二人が直接座間味村に見えまして、私と副村長とで面談をさせていただいております。内容といたしましては、事故に関する、何でしょう、墜落なのか、不時着水なのか、ちょっと私のほうでも把握はしてはおりませんが、それに関するおわびということで、お越しになっておりました。詳細につきましてはいろいろな件があろうかと思っておりますので、説明を受けた詳細についてはここでは説明を省かせていただきますが、とにかく先方といたしましては、できるだけ誠意を持って関係機関に対して対応をしていきたいというお話がございまして、さらには村民の皆様、座間味村を利用している観光客の皆さんに対して、多大な御迷惑をおかけしますというおわびの言葉をいただいております。私のほうからは、本当にこれまでこのヘリを使って多くの方々が輸送されて、非常に緊急時に役立っていたし、村民の皆さんにも喜ばれていた事業なので、安全体制の確認、それから関係する役所等とのやりとりをしっかりとやっていただいて、安全を確認していただいて、一日も早い運航をお願いしたいというふうにお話をさせていただいたところです。これから先方は国のほうともいろいろやりとりがあろうかと思いますが、情報が入ればまた皆様にもお知らせしたいと思っておりますが、何分、今回の事故の原因の究明が、ヘリが沈んでしまっているというのがあって、もしかしたら長引くのかなと私なりには思っているんですが、できるだけ対応をしっかりとさせていただけることをお願いしているところでございます。また、早期の再開が決まりましたら、改めて報告させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これはもう海底に沈んで、引き上げるかどうかの検討もわからない…、ああ、そうですか。これは前にも、屋我地の近くでも1回やって、1年近く運航ができなかったんですけれども、今回長引く可能性があるということですね、わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

那覇のチケット売場のほうで、外国の方と地元の方、本土の方、いろいろ一緒に並んでチケットをやっ

ているんですけれども、どこでも外国の方と日本の方といますか、カウンターを分けているんですよね、ほとんどが。それが一緒に並んでいるものですから、日本の方が…、私も一緒に並んだことがあるんですけれども、外国の方はカードを使って、時間をかけて、そういう方たちが多いものですから、その辺を何かいい方法があれば。ドラッグストアとかいろんなところで外国の方は分けているんです、カウンターを。スムーズにいくためにはそういう形で分けたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、それについてどうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。ピーク時ですね、ピーク時といいますと、忙しいときには3つの窓口をあけて対応していると。聞いたところによりますと、1つの窓口は外国人対応と聞いております。そういった形で対応しているということです。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私が並んだときには全然そういうことがなかったので、それはこれから繁忙期ですので、繁忙期だけやっているわけですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、繁忙期、とにかくお客さんが多い場合は3つの窓口をオープンして、1つ側は外国人対応ということでしております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私も一応並んで、それでチケットを買ったことがあるんですけれども、すごくひやひやするんです。クイーンで帰りたいと。そのときにもう9時10分前、5分前、まだ前に10名、15名と並んでいる段階で、打ち切られるんじゃないかという、そういうひやひやなときがあったものですから、その辺をよりスピーディーにできる方法を皆さんで知恵を合わせて、そういう形で処理方法を考えてほしいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の話は、ホクガンととまりん側がありますが、ホクガンに関しては確かに来た順番に並んでいただいているという状況です。とまりんに関しても来た順番に一応並んでもらいつつ、スタッフの中にも英語が得意の方と得意じゃない方もいますので、繁忙期には、チケットを販売するのは非常勤の職員がほぼほぼやりますので、本務の職員が表に出て、カウンターの前で整理をしているはずですが。ただそこでも並ぶのはやはり来た順番に並んでいただきながら、申込用紙の書き方を教えてあげたりとか、あるいは英語の得意な方のカウンターにできるだけ外国人を誘導するというようなことをしてございまして、ドラッグストアがどうなっているかはわかりませんが、外国人の列、日本人の列というやり方はしていません。来た順番に並んでいただく。その中でできるだけ英語がしゃべれるところに、外国人をチケット販売のカウンターに行かすような、

そういったことで対応させていただいているということが1つと、予約等が入っている場合に関しましては、基本的に出航時間が9時と決まっておりますけれども、多少おくれてでもしっかりと販売をさせていただいております。もちろんキャンセル待ちとか、そういった場合には打ち切りということでチケットの販売ができない場合がございますが、確実に予約を入れているお客様に対しては御迷惑のかからないような仕組みをつくっているというふうに聞いておりますので、もし何かまたふぐあい等がございましたら、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。とにかくスムーズにいけるように、お客さんに迷惑をかけないようにスムーズにやってもらったら一番助かると思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第35号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

補正の件ではなくて、水道が減ですから、きょうは朝からずっと水問題あるいは夜間断水の問題等を盛んにやってきましたけれども、皆さん切符売り場のトイレ、水道、蛇口、手を洗うところを試したことがありますか。ここの水の出方はすごい勢いで出るわけです。あれは下のほうにもぐって、マイナスドライバーで蛇口を少し調整すれば、水の出の調整ができると思うんです。なぜそれを言うかということ、あるコンサルタントの方とちょっと顔見知りだったんですけれども、あなたたちのところ水はないのに、この水道、蛇口をひねったら相当な勢いで水が出るよと。それこそ湯水に対して目の行き届いていないところじゃないかということ指摘されたんです。ですから、改善したかどうか、先週までは改善されていなかったです。相当の勢いで、女性側はわからないですけれども、男性側の手を洗うところ、相当の勢いで水が出ます。ですからそういうところもマイナスドライバーで水の加減を調整するとか、ということをするれば、目に見えないもの

ですけれども、非常に節水になると思いますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

宮平善文議員、御助言ありがとうございます。すぐ対応させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

それでは進行してもよろしいですか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

全協では聞いているんですけれども、これはやっぱり議事録に残してもらいたいと思います。水道設備の修繕費、これは海淡と関連するものですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御質問ありがとうございます。まず1つ目、浸透膜高圧バルブ、そして真謝のポンプの修繕、そして先ほど一般質問でありました砂防ダムの場合ですけれども、砂防ダムのポンプの修繕となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

もう1件、上の湧水対策の賃金は、これはバルブの開け閉めに関する人件費でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、バルブの開け閉めの賃金となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これとは別に3月に質問した阿嘉の四阿からゆんたく館につながる歩道のポリ管の放置はまだなおされていないんですけれども、いつ撤去するんですか。あれキツチャキしますよ。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘ありがとうございます。早急に担当のほうへ支持して、まず現場を確認してから対応させたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

4本あるんです、間違いなく。3カ月ですよ、あれから。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 報告第2号 平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてから報告第3号 平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてまでの報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	ビジターセンターH30年度 設計単価見直業務委託	円 4,196,000	円 1,653,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,653,000
2	1	(一括) ビジターセンター外 構工事	67,912,000	36,288,000	0	0	35,298,000	0	0	990,000
8	1	(一括) 観光道路美化	4,752,000	4,752,000	0	0	0	0	0	4,752,000
8	2	阿真線法面補修工事	3,978,000	3,978,000	0	0	0	0	0	3,978,000
10	1	座間味校教員宿舎設計管理委 託業務	4,695,000	4,695,000	0	0	0	0	0	4,695,000
10	1	座間味校教員宿舎改築工事	122,238,000	52,385,000	0	0	27,286,000	23,600,000	0	1,499,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事設 計管理委託業務	6,817,000	6,817,000	0	0	0	0	0	6,817,000
10	4	座間味幼稚園園舎改築工事	183,653,000	84,976,000	0	0	27,498,000	35,000,000	0	22,478,000
合 計			398,241,000	195,544,000	0	0	90,082,000	58,600,000	0	46,862,000

平成30年6月12日

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度座間味村繰越明許費繰越計算書

航路会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
					0		0	0		0
2	5	代替船建造計画に係る資料等 作成委託事業	3,078,000	3,078,000	0	0	0	0	0	3,078,000
										0
										0
										0
										0
合計			3,078,000	3,078,000	0	0	0	0	0	3,078,000

平成30年6月12日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで報告を終わります。

日程第15．発議第3号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは質疑がないようですので進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

発議第3号、議員定数の削減についてであります。私としては、審議不十分、全然何も全体が集まらない中で進行に至るには、審議的に、時間的に不十分だと思いますので、私は反対いたします。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

賛成の立場で意見を申し上げます。私自身も熟慮を重ね、定数削減については1名減で賛成という結果を出しました。そもそも議員定数は地方自治法で人口に応じた上限を規定しておりましたが、現在は撤廃されております。しかし、地方自治法が人口ベースに定数の上限を規定していることから考えて、人口という要素を一つの基準にするということは原点であると思います。本村の人口は緩やかに減少しつつあります。

したがって、現行の7人を今後も維持するということは厳しくなると考えられます。本村の人口規模、または近隣自治体との比較、さらに行政改革に対して議員側から率先して貢献する姿勢、また村民の声を考慮し、総合的に考えました。

また、次世代の議員のなり手のためにも定数を削減し、報酬増額をこのタイミングで、現議会で実行すべきだと強く感じます。

私は、1人削減し、議員定数の6人の少数精鋭で議会を進めることで、村民の理解を得なければならないと考えます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ただいま本案について、反対者の討論がありましたので、この採決は起立によって行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

これから発議第3号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数。したがって発議第3号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

座間味村議会
議長 宮里祐司 殿

提出者	座間味村議会
議員	宮平 讓治
賛成者	座間味村議会
議員	宮平 清志
議員	宮平 喜文
議員	中村 勇
議員	垣花 太郎

座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他自治体の動向を踏まえながら、座間味村議会議員の定数を7人から6人に改める条例を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

座間味村議会の議員の定数を定める条例（平成14年12月24日条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中の議員の定数「7人」を「6人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（経過措置）

- 2 前項に規定する一般選挙までの間の座間味村議会議員の定数については、なお従前の例による。

日程第16．発議第4号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

発議第3号同様、これも審議不十分、納得いく審議ができていません。開かれた議会を目指す以上は、私は全会一致が望ましいと思っていたんですが、それにとり得る審議が十分なされていませんので反対いたします。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

賛成の立場で意見を申し上げます。報酬増額に関しては、議員定数削減とリンクしており、先ほども申し上げたとおり、次世代の若手議員のなり手不足が深刻化する中、多くの若者に興味を持っていただき、議員報酬だけでも生活できる水準まで増額するのも選択肢の一つだと考えられます。1人削減し、報酬を月額2万円アップしても今の体制より、月約100万円の人件費の負担減となります。

政務調査費がない我々も出張以外の政治活動費や調査費などの旅費が実費のため、とても負担が大きく、中にはある月に10万円近くの費用を出したとおっしゃる議員もおります。

先ほども申し上げましたけれども、次世代の議員のなり手のためにも定数を削減し、報酬増額をこのタイミングで、現議会で実行すべきだと強く感じます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ただいま本案について、反対者の討論がありましたので、この採決は起立により行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

これから発議第4号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数。したがって発議第4号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

発議第4号

平成30年6月12日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会
議 員 宮 平 謙 治
賛成者 座間味村議会
議 員 宮 平 清 志
議 員 宮 平 喜 文
議 員 中 村 勇

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

全国927町村議会において60歳以上の議員の割合が(2017年7月1日時点)75.3%に上ることが明らかとなった。10年前に比べ約20ポイント上昇している。要因として若い世代の人口減少に加え、議員報酬の低さが議員のなり手不足に拍車をかけ、結果地方議会の高齢化が進んでいる。本村においても今後、若手議員の担い手不足が懸念される為、具体的方策として座間味村議会議員の報酬を改める条例を改正する必要があると考えられる。これが本議案を提出する理由である。

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年座間味村条第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「207,000」を「227,000」に、「171,000」を「191,000」に、「162,000」を「182,000」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成30年第2回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後3時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治